

平成 2 6 年旭市議会第 2 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 6 年 6 月 1 3 日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	1 1
所管事項の報告	1 2
閉会	2 1

文教福祉常任委員会 平成 2 6 年 6 月 1 6 日（月）

付議事件	2 5
出席委員	2 5
欠席委員	2 5
委員外出席者	2 5
説明のため出席した者	2 5
事務局職員出席者	2 6
開会	2 7
議案の説明、質疑	2 9
議案の採決	3 7
所管事項の報告	3 8
請願の審査	4 5
請願の採決	5 1

意見書案の説明	5 2
閉会	5 5

総務常任委員会 平成26年6月17日（火）

付議事件	5 9
出席委員	5 9
欠席委員	5 9
委員外出席者	5 9
説明のため出席した者	5 9
事務局職員出席者	6 0
開会	6 1
議案の説明、質疑	6 2
議案の採決	6 7
所管事項の報告	6 8
閉会	8 3

建設経済常任委員会

平成26年6月13日（金曜日）

建設経済常任委員会

平成26年6月13日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 3 号 旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について

出席委員（7名）

委員長	飯嶋正利
委員	林俊介
委員	宮澤芳雄
委員	有田恵子

副委員長	宮内保
委員	滑川公英
委員	磯本繁

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議長	高橋利彦
議員	高橋秀典

議員	米本弥一郎
議員	林晴道

説明のため出席した者（17名）

副市長	加瀬寿一
農水産課長	高木寛幸
都市整備課長	林利夫
水道課長	鈴木邦博
その他担当職員	9名

商工観光課長	堀江隆夫
建設課長	大久保孝治
下水道課長	石毛隆
農業委員会 農事務局長	岩井正和

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次 長 高 安 一 範

副 主 幹 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（飯嶋正利） おはようございます。

昨日までの梅雨空から一転して、初夏のすがすがしい天気になりました。委員の皆様には大変お忙しいところ、大変ご苦労さまです。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のために、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員、高橋秀典議員、林晴道議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了解願います。

本日、高橋議長に出席をいただいております。ご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む3議案について審査をしていただくことになっております。

どうぞ慎重なご審議のほどお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本委員会に審査をお願いいたしますのは3議案でございます。議案第1号、平成26年度一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁するよう努めてまいります。

何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は4月の定期人事異動後、初の委員会でございます。担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

○委員長（飯嶋正利） よろしくお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） それでは、順次自己紹介にて行いますのでよろしくお願いいたします。

○商工観光課長（堀江隆夫） おはようございます。商工観光課3年目になりました堀江です。よろしくお願いします。

○農水産課長（高木寛幸） おはようございます。農水産課1年目でございます高木と申します。よろしくお願いいたします。

○建設課長（大久保孝治） 本年4月1日より建設課長を任せられました大久保でございます。よろしくお願いいたします。

○下水道課長（石毛 隆） 下水道課長の石毛でございます。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（林 利夫） 都市整備課長の林でございます。同じく2年目です。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（岩井正和） この4月1日より農業委員会のほうへ来ました岩井と申します。よろしくお願いします。

○水道課長（鈴木邦博） 水道課長の鈴木です。2年目です。よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（飯嶋正利） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決について農水産課所管の補足説明を申し上げます。

まず、補正予算書の9ページをお開きください。歳出になります。

6款1項3目農業振興費、説明欄2の園芸生産強化支援事業650万、これにつきましては、本会議及び議案質疑で説明した以外にありませんのでよろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、10ページをお開きください。

6款1項4目畜産振興費、説明欄1、家畜防疫対策事業564万、この内容につきましては、本会議及び議案質疑と一般質問で説明をいたしましたけれども、県内10か所の消毒ポイントについて補足説明させていただきます。

農水産課資料の消毒ポイントの地図を1枚ご覧ください。

県の運営する設置ポイントは、地図に記載のポイント番号、右下のほうに書いてありますけれども、①番、③番、④番、⑤番、⑦番、この5か所でございます。

旭市が運営する消毒ポイントにつきましては②番の1か所、香取市の設置は⑧番、⑨番の2か所、成田市が運営する設置ポイントは⑩番の1か所、山武市設置のポイントは⑪番、この1か所です。

実施時間は、県及び旭市の設置ポイントにつきましては午前7時から午後6時まで、成田市の設置ポイントにつきましては午前8時から午後6時まで、香取市の設置ポイントにつきましては午前7時から午後4時まで、山武市設置ポイントにつきましては午前7時から午後5時となっております。

なお、旭市内に設置されていましたが浄化センターとJAの旧豊畑支所につきましては、見直しをされまして匝瑳市に移転された関係で、⑥番は欠番となっております。

以上、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わりにいたします。よろしくご審査をお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、議案第1号につきまして建設課所管の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出よりご説明をいたします。予算書の11ページをご覧ください。

8款2項3目道路新設改良費、説明欄1番、冠水対策排水整備事業5,130万円は、旭駅東側の東町地区における冠水対策を実施するものです。

資料を配付してございます。そちらをご覧くださいと思います。

左側の全体図でご説明をさせていただきます。

まず、現状でございます。水色の線のとおり、中央病院方面から北へ向かい一旦西に折れ、再度北に折れて国道沿いの仁玉川へと流れる大きなクランク型の水路となっております。

右側のほうの写真でございます。

これは平成24年11月6日のゲリラ豪雨時における冠水時の状況ですが、現在も短時間のまとまった降雨がありますと、すぐに冠水をしている状況でございます。

資料の2枚目をご覧くださいと思います。

拡大したのですが、赤の点線で示しました東町の排水が、現状は水色の水路へ合流し、同じく仁玉川へと向かっております。このため、大きな雨が降ると東側の水流に負け、南北の赤の点線部分は全く機能しなくなり、結果、短時間のうちに地区一体は冠水してしまっております。今回の計画は、この合流部を遮断し、反対方向の南側へ向け、青の点線で示してあります既存の都市下水道へ接続をするものです。

それでは、予算書の内容についてご説明します。再度11ページをご覧くださいと思います。

13節委託料216万円、これにつきましては家屋の事前調査について委託をするものでございます。

15節工事請負費4,158万円は、本体工事に加え公共下水道管の切り回しをするものです。

22節補償補填及び賠償金750万円は、既存のN T T地中線、それと都市ガス管の移設に係る補償費です。

続いて、歳入をご説明申し上げます。

予算書の7ページにお戻りいただきたいと思います。

上でございます13款2項4目土木費国庫補助金1,925万円、説明欄にありますとおり、今回、社会資本整備総合交付金が採択されたことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮内委員。

○委員（宮内 保） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、補正予算の10ページ、商工費の観光資源創出プロモーション事業について、旭市は夏季の海水浴シーズンにいろいろなイベントが開催されます。多くの観光客が訪れますが、こうした観光客に対してどのような形で配布される予定なのか、補足説明において配布場所等について説明がありましたが、再度具体的な説明をお願いいたします。

2点目といたしまして、補正予算の11ページ、土木費の冠水対策排水整備事業ですが、工事の開始時期はいつか、また工事の期間はどのぐらいを予定しているのかお聞きいたします。

その2点について、よろしくお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮内保委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは今、議員のほうからご質問いただきました東総道路の無料通行券の配布、これをもって旭市内へ観光客により多く来ていただこう、そういう施策でございます。今まで説明しましたように、回数券2枚を封筒に入れて市内の方にお渡しをする、そういうことになっております。来ていただく際、あるいは帰っていただく際、あるいは来ていただいた方に帰りに使っていただいて、また再度、もう一つで今度、旭市に来ていただきたい、そういう施策でございます。

配布ですけれども、現在、特に夏に来ていただく方をターゲットにしようという部分もあります。そんなことで市内の旅館、ホテル、あるいはビジネスホテル、キャンプ場、あるいは貸別荘、レンタルルーム、あるいは民宿、ペンション、こういう施設等も、今、視野に入れながら、それぞれ配布をする予定でいます。特に大きなイベント、これからパークゴルフの大会、あるいはしおさいマラソン、こういうものにつきましては担当課と協議しながら、特にしおさいマラソン等につきましては、事前にご案内する際に例えば封筒に入れて、それを使って旭市に来ていただくとか、そういうような形でより多くこの事業で人を呼び込みたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） まず、発注の時期でございます。これは、先ほどご説明しましたけれども、NTT、あるいは都市ガス、それと下水道、これらの占有者との協議が事前に必要になります。この協議は、結構時間がかかるかなと予想しておりまして、10月に発注をし

て年度内の完成、このようなスケジュールであります。

○委員長（飯嶋正利） 宮内保委員。

○委員（宮内 保） どうもありがとうございました。

要望ですので回答はいりませんけれども、私のほうから。関東地方も先週梅雨入りしましたが、今年は例年になく雨量が多い状況でありますので、市民の不安が少しでも取り除けるよう、早急に事業のほうを実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

本条例の施設、いいおか荘前のプールにつきましては、東日本大震災により大きな被害を受けまして、これまで3年間施設を休止しておりました。

震災までは、社会体育施設としまして、教育委員会体育振興課所管の施設であった施設でございます。今回、本年からは観光施設としまして、商工観光課所管の施設として修繕をしまして、この夏の再開に向けて現在、施設整備をしているところでございます。

浜辺での海水浴場と併せまして、夏の観光拠点施設としまして大勢の方の利用を期待するとともに、市の直営として営業するものでございます。監視員等の配置を含めまして、安全体制には万全を期して運営してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、1点お尋ねします。

先日も小学校の授業中にプールで児童が溺れるという事故がありましたけれども、このプールの管理は市直営ということでありますけれども、監視員の人数、また安全管理等について具体的な説明をお願いします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） プール、今回直営でということで今進んでおります。管理の仕方によっては業務の委託と直営、2つあるわけです。業務の委託になりますと警備法等もありまして、責任を持った、資格を持った管理者を置くという、そういう条件になっておりますけれども、今回直営ということになっております。学校等のプールと同じような考えですけれども、市が直接に管理をいたします。とはいいいながら、職員が絶えず数名で見ているかということではなくて、我々は職員と併せまして、それをサポートする形で、今ライフセーバー等を含めまして、一つ、監視員を今お願いする予定でいます。

先般も何か会議がありまして、先日の事故等の発生を受けまして、いろいろ安全管理だけは、これにはもう徹底をせよという、そういう指示が来ております。

現在の中では大きいプール、これにつきましては最低2人の監視員を置きたいというふうに考えています。これは休憩等も入りますので、場合によっては3名でシフトをしながら2人が絶えず目配りをするという、そういう形になろうかと思えます。もう一つは、小さいほうのプールにつきましては、必ず保護者さんがいるかとは思いますが、ここも安全体制を万全にしたいということで、1名監視員を小さいほうのプールについては置きたい。そんなことで都合3名、随時ということ考えております。

ただ、土曜、日曜、人が多くなった時には、それなりの対応をまたとっていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について補足して説明をさせていただきます。

本施設につきましては、いいおか荘1階の一部分につきまして、震災を後世に伝える施設として施設整備しており、施設のオープン予定につきましては7月下旬を予定しております。

なお、施設内の展示スペース、これにつきましては津波、あるいは地震等の被害、これは

写真展示を含めまして震災を後世に伝える展示品等を予定しております。

なお、この展示しますものにつきましては、市民にも声をかけ、より多くの後世に伝えるものの展示に努めたい、そういうふうに考えております。

なお、展示スペースに余裕がある場合には、震災に備える備品、さらには飯岡海岸の浸食との戦いの資料、これらの展示も現在検討しているところでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（飯嶋正利） 担当課の説明が終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは2点ほどお尋ねいたします。

1点目、防災資料館、7月下旬にオープンするということですが、夏季シーズン、海水浴客が多数訪れると思われます。海開きに合わせて開館していただきたいと思いますが、具体的な開館日と開館時間についてお尋ねいたします。

2点目、今年は市直営で運営するという予定ということですが、管理体制についてお尋ねいたします。

また、来年度以降、指定管理者制度に移行する予定があるのかどうか、併せてお尋ねいたします。

○委員長（飯嶋正利） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 2点、ご質問をいただきました。

具体的な開館の時期ということで、当初、我々はいいいおか荘の海岸でYOU・遊フェスティバルという大きな大会があります。これにはぜひ開館の中に人が来ていきたいなという、そういう思いで今進んでいました。

ただ、今、委員のほうから言われましたように、今、課の中ではプールのオープン、やはりこれと同時のほうがいいのかなということで進んでおります。そんなことで具体的には、先ほど言いましたように7月の下旬と表現してしまったわけですが、それぞれプールのオープン等には間に合わせたいなという、そういうことで、そこで先般も出ましたように、資料館のトイレも使えるという、そんなことで進めたい。

実は、プールのオープンも、夏休みに入った時にはオープンしたいということで、今進んでおります。ただ、梅雨との戦いで、どうしても塗装の工事があるもので、工事は急がせ

ておりますけれども、そんなことでもう一、二週間の天気、工事の進み具合で確定をしたいというふうに考えています。

あと、管理等につきましては、通常の公民館と同じように月曜日をお休みに、あるいは国民の休日の日を休みにする、そんな形で通常の市の施設と同じような形で、今、管理をしようというふうに考えています。

来年度以降についての指定管理者、これにつきましては本年の施設の利用具合、そういうものを見きわめながら考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で、付託議案について質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（飯嶋正利） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市防災資料館の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（飯嶋正利） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

（発言する人なし）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項で何かお聞きしたいことがありますたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 一般質問でも言ったんですけども、おとといですか、市長、議長の許可をいただきまして、いいおか荘の使用貸借契約書を議員全員に配付いたしました。その中で、今まで言われてきたことなんですけれども、一度も数値的には4月1日オープンとか7月19日オープン、ないしは来年の4月1日オープンというのは何にもないんですよね。これ、いいおか荘は、観光目的でなるべく早く立ち上げて雇用とか観光のためにということで、速やかな契約をしたと思うんですけども、実際には全然動いていないというのが、この間もお話ししましたがけれども、全協の席でも全然、一切工事にもかかわっていないと。2,250万円でどこを直すのか。それから、ここに契約書の中には代理人というのがありますけれども、この代理人もう半年以上、8か月過ぎているのに代理人もいないというのはおかしいんじゃないのか。契約書がこれは不備なのか、それとも故意に作ったのか、その辺をお答えいただきたいと思いますけれども。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから幾つかご質問がありましたけれども、代理人というか保証人ということでよろしいでしょうかね。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） どちらでもいいんですけれども、保証人もここに削ってあるんですよね。我々には見せたくないから削ってあると思うんですけれども。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうからありましたように、契約書ですので最後に契約した日付と貸付人、借受人、市の名前と、みやぎ蔵王高原ホテル、その下に、実は保証人ということで契約書にはございます。この保証人のところにつきましては、個人の情報というようなことで、実はそこは消して、書いていないわけじゃなくて、ここは見え隠しをして資料を配付させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

あと、具体的な期日がないということでございますけれども、いろいろ公募の募集の時の業者からの話、そういうものの中で早くオープンするということで、具体的な期日を入れなかった。今回、市長からも指示を受けています。具体的な期日を覚書という形で書面で取り交わしをということで、現在その手続きに入っております。

それと、具体的な工事につきましては、先週の土曜日、民と民との民間の契約ですので、みやぎ蔵王高原ホテルの代表並びに現場の管理人のほうも来ていただきまして、直接、既に業者も決まって業者の立ち合いの中で、1階の工事には入るところで進んでおります。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 具体的な工事の内容だと思います。大きなものは配管、それと浄化槽の修繕が大きいものでございます。それと、エレベーターにつきましても、ここ3年以上使っていないところで、実はワイヤーを替えなきゃいけないのかな、そういうことが今うたわれております。

それと、消防法のこれが確実にクリアしないと、いち早くクリアすべきものですので、停電の際の発電装置、これがどうも稼働しないということで、これが大きい工事になるかと思っています。

1階の床回り等につきましては、先ほど言いましたフロントが一番ですので、そこは直ち

に、プールのオープンに間に合わせて1階の床はやる場所です。それと、2階、3階につきましては、ご案内のように各施設、火災で消滅したところも火災保険等で修繕してございます。あとは空調関係、水回り、そこだけ修繕が必要かなと、金額は別としまして主な工事、今、そういうような形で進んでおります。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

今回の議会で分かったのは、大浴槽も直すということなんですけれども、前の契約では140を70にして、そこにバス、トイレもつけるからやらないと。ところが、営業的には日帰り求めるとか、そういうことでやるということは、これは行政でやるということは、それは今度の管理者、ないしは管理者というよりみやぎ蔵王高原ホテルの方に貸すのか、それとも無償提供するのか。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 大浴場につきましては、今までもご案内、説明してきましたとおり、公募の募集の時に風呂が各部屋にありますので、現実に大浴場を直さなきゃいけないですという、そういう公募の募集の中には入れてごさいませんでした。ただし、いいおか荘を貸した物件の中に大浴場も入っております。いいおか荘の中の防災資料館を除いた全てを今回ホテルに貸します。ですから、今回修繕するのは、ホテル側で修繕をして大浴場を活用していきたい。特に、ビジネスホテルと違いまして、ビジネスホテルもそうかと思えますけれども、お客をやっぱり呼ぶのには大浴場を欠かせない、大浴場は一つの資産であるというところで、大浴場を直して使いたいと、そういうことで今話が進んでおります。それも今言いましたように、宿泊客のみならず市民の方にも利用していただけるような大浴場にしたいということでございます。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 私はそれを直した場合に、税金で直すんだから今までのこととは違うわけでしょうよ。無償の中に入っていなかったわけでしょう。だから、それをまた無償で貸すのか、それともリースで取るのかと、その話を聞いているんですよ。直す直さないの話を聞いているんじゃないですよ。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ちょっと私、これまでの説明が悪かったかと思えますけれども、

直すのは役所の税金で直すんじゃなくて、ホテル側でお金を出して直す、そういうことで今進んでおります。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ということは、じゃ、その大浴場を直すのも、ホテル側のほうにも出資、要するに改修費を仰ぐんですか。仰ぐのであれば無償でもいいでしょうけれども、例えば何千万円とかかったものを、じゃ、最初からの契約とは違いますけど無償で貸しますかというんだったら、やはり議会にかけるのが当然じゃないですか。それとも全然かけないで、リース料を取るんですか。それを聞いているだけなんですよ。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 当初から、この大浴場も含めて使用貸借で10月1日に貸してございます。そこを直すのは、全てホテル側ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） そうすることは、やはり今回は、直すというのはホテル側で全部100%直してもらえるということなんですか、今のお話だと。

○委員長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員から言われましたように、ホテル側で一切直すという、そういうことで我々は承知しております。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） だから、それを聞いたわけでしょうよ。市で直すんだったらリースにするのか、あっちで直すんだったら全然関係ないことですからね。それを聞いたわけですから、そんなくどいことは言わないでくださいよ。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございますか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 契約書をけさ、いただいたんですけども、4ページの19条で1、2、3、4と記載されているんですけども、これは最初の貸し付け、25年10月1日に決まったんですけども、9月の最終のこの条件のところ、貸し付け条件にこれ、入っていましたか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員からご質問があったのは4ページ、事業報告のところ
で、「乙は、甲が指定する期日まで、次の各号に掲げる事項について報告をしなければいけ

ない」という、そういうことですね。これは、その当時の貸し付けの時に要綱に入っていたかというのは、ちょっとこれは確認してみますけれども、要はお互いの契約の中で、役所側から指定する期日までに今現在の状況はどうですかと、我々も宿泊者の数を的確に把握したい、そういうような思いで相手方と交わした条項でございます。何人、毎年泊まっているかわからないのでは困るということで、この報告を相手方の了解の上で契約をしたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 施設の経営、どんな施設もそうですけれども、管理責任者というのがいるんですよ。管理責任者というのが第6条に書いてございまして、これはこれでいいんです。具体的に管理責任者の名前というのが、契約書に当然載らないといけないんですよ、住所、氏名。先ほどおっしゃった保証人、保証人というのは保証人なんですよ。借受人の保証人、これは使用賃貸契約書ですから、賃貸契約書は不動産屋の方もいると思いますけれども、これは借受人に対する保証人なんですよ。管理責任者というのは全然関係ないですからね、これとは。全然関係ないですよ。施設長とかです。例えば、ホテルだったら支配人とか、建設の現場で小屋というか設けて、そこに居座ってするのは、字が違いますけれども、施工監理者というのがあるんですね。これは全てどんなものの契約書でも書くんです。記入されなければいけない。さっき保証人がそうですなんて、こんなでたらめなことを言わないでください。これはどうなっていますか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員から2つご質問いただきましたけれども、契約書の1ページの第6条の中に管理責任者、管理を直接つかさどる管理責任者、これを定めて、要は市長に通知をしなければいけない、そういうようなことで、この管理責任者の変更した時も同様である。そんなことで、この責任者の名前は文書をもって市のほうにいただいてございます。これは、契約後にいただいたということでご理解いただきたいと思います。契約の中で、両者間で契約をしまして、それに基づいて現在、管理者の名前をいただいております。

あと、保証人のところを隠してということでございます。これは本人の了解が必要かなと、そういうことで時間的になかったという部分がありまして、ここのところにつきましては見え隠しをさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 質問の内容に答えてくださいね。私、そんなこと聞いていません、全然。

管理責任者と書かないといけないんですけれども、一番最後の、どこでもいいですけれども、8ページでも1ページでもどこでもいいんですけれども、これ、枠がないといけないということを言っているんですよ、枠。例えば、保証人Aさんとしますでしょう。Aさんが管理責任者でもいいんです。誰でもいいんですよ。管理責任者という枠。その名前を書きたくなかったら書かなくていいんです、消していても。枠がないということを言っているんですよ。

保証人というのは、管理責任者になることはできませんよ、実際そんなこと。現実を考えて、保証人ですもの。でしょう、同一であるはずがないですよ。管理責任者というのは使用人ですよ、使用人。使用人が例えばこれ、同じ人だということだと、使用人がなぜ保証人になれるんですか、なれるわけないでしょう、そんなの。なれませんよ、絶対なれませんよ。枠がないということと、同じ人だということは、こういうでたらめなことを言わないでください。

先ほど、第19条の話もそうです。こういう条件、これ、わたっていますか。

（発言する人あり）

○委員（有田恵子） ありますか。

賃貸物件の利用状況、宿泊収入実績とか管理とか、甲が必要と認める事項とか、こういうのは、それはそうでしょう。これは随時求めてもいいかも分からないですけれども、甲に提出しなければならないと、こういう条件なんていうのは実際、貸し付けの条件、要綱の中にこれは入っていませんよ。ご自分で書かれて覚えていないですか。入っていませんよ。私は読んでいますから、全部。そういう書いていないことをこういうところに、契約書の中に書くこと自体違反。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員、質問を。

○委員（有田恵子） そういうことで、この契約書というのはもう1回、もう1回というか、これは不備だと思います。

以上です、すみません。

○委員長（飯嶋正利） 答弁は。

○委員（有田恵子） 答弁してください。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから契約書のところに枠をわざわざ設けて管理責任者をとということでございます。

我々、あくまでもお互いの、役所からこれは一方的なものではなくてお互い、みやぎ蔵王高原ホテルと市役所で納得したものをこの契約書で確認をし合った。その中で、確認をしまして契約をしました、後から管理責任者を下さいねと。現在、この管理責任者は宮城から来るのはなかなか大変だということで、県内市川市在住の方が管理責任者というところで業務に当たっております。

それと、先ほどの19条でしたか、事業報告、これにつきましても市から一方的にこれをとということではなくて、これはあくまでも契約書ですので、お互いホテルと市で確認し合った。そういうようなことで、市から出せということではなくて、これに基づいてお互いやりましょうという、そういう契約書の中身であるということでご理解いただきたいと思います。契約書の書式につきましては、お互いが確認し合ったということです。

あと、保証人と管理責任者、これは別でございます。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今、課長が言ったように、じゃ、いつやるというのは全然検討しなかったんですか。普通だったら、これ、日にちを入れるのが当たり前じゃないの。10年間のリースだけじゃなくて、いつから開業しますと、我々には法にないことをどんどん言っていますけれども、普通であればやはり飯岡地区の発展のためにこれを無償リースにしたわけですから、今まで8か月も何もやってこないというのはどう考えたっておかしいでしょうよ。そういう条件を契約書の中に入れないということは、契約のミスじゃないですか。議会で突っ込まれたから、どんどんやりますよという話になった。今までだと新聞報道では、来年の7月以降じゃないとオープンできないと言っていましたけどね。どう思いますか。今、課長の答弁を聞いておかしいなと思ったんです。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 議会でどうだこうだと突っ込まれたからというお話が出ていましたが、いや、あくまでそうじゃありません。皆さん、ご心配、ご意見、もっともだと思います。市長にしても、このいいおか荘の再開、大変期待して、去年の市の重大ニュースの中でもこれは発表しております。

契約書の中身等々ございますが、業者のほうでぜひということで手を挙げてきてもらって、この契約に至った経過がまずございます。我々、甘いと言われればそうかも知れませんが、その時点で大変期待しておりましたので、すぐ業務にかかると思っていました。かなり期待してまして、この時点で再開していない、営業が始まっていないというのを大変憂慮しております。何度もその業者を呼んで、一日も早く直接そういう形で市長からも何度か話をして、今こういう経過と言いますか、少なくとも暮れを目指して宿泊ができる形、そういう状況になったということを、まずは理解していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 課長、この契約書はいつ書かれましたか。25年10月1日と、印鑑、明智市長と高山さんのを押していますよね、この契約書はいつ作りましたか。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、委員のほうから、お手元にあります契約書、25年10月1日ということで記載があります。いつ作ったかというのは、これより前に市長にも確認していただきまして、これで市のほうはいきたい。それと、相手側さんにもお渡しをしまして、これでいいでしょうかと。それぞれの立場で内容を確認し合って、一部修正等を行って、10月1日の時点で作ったところでございます。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 25年10月1日、誰それ、この字をいつ記入しましたかということを聞いているんですよ。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、10月1日ということでは答えになっていないということです。市長が、あるいはホテル側がいつ書いたという、これはすみません、ここで過去のことをちょっと調べてまた……

（発言する人あり）

○商工観光課長（堀江隆夫） いいんですか。10月1日というところでご理解いただきたいと思います。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 意味がないと思われますかね。

みやぎの社長の高山さんがこの前の6月4日に来られて、市長と課長と3者で話をしていることですよ。その時に「覚書書を書かされたんですよ」なんて言っていたんですよ。

「覚書書って契約書のことでしょう」なんて私も言ったんですけど、そういう話がありまして、それでこの内容を見ましたら、この内容なんですよ。最初からあった内容かなというところが、ちょっと疑問なんです。最近作ったのと違いますか、これ。

○委員長（飯嶋正利） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 全く、それは虚偽の書類というお話になろうかと思います。全くございません。これは昨年の10月1日契約のものをそのまま、本物の契約書のコピーでございます。一切虚偽のものはございません。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 余計なことを言っているという人もいますけれども、いや、これはもう終わりました。

それで、今一番やはり重要なのは、なぜ18年も解除、凍結、農振除外申請の凍結となっちゃったのかということなんですよ。これ、本当に人ごとじゃないので、ぜひ、まだ県が許可していない状態なんですよ。それから、そのほかにも異議の申請もできるんですよ。ですから、そのようなことを踏まえたら、行政当局は何かこれ、何か対案を出して阻止だけはいただかないと、やはり人口減少に拍車をかけるんじゃないかと思うんですよ。2月12日までに二市二町の首長さんが、簡単に言えばめくら印を押しちゃったのと同じなんですよ。こんなに大事なことを、めくら印を押されて、はい、そのまま執行しますかと、26年8月から10年間、37億円かけますと、その後8年間まだ凍結なんですよ。今のところ担当課に聞いても、これの抜け道はないと言っているんですから、施行される前にちゃんと行政として対処していただきたいと思いますが、副市長、どう思いますか。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員の質疑に対して、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） その件につきまして、滑川委員、一般質問でもいただいております。二市二町で具体的に話し合う、そんな予定にもなっております。どういう形でできるかは別

にしましても、ご意見賜っておきます。

以上です。

○委員長（飯嶋正利） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 農水産課長も、ぜひ干潟土地改良区と折衝していただきまして、何とかこれを阻止しないと本当に、何回も一般質問でも言っていますけれども、宅地供給、それから工業用地、それから商業用地、これはみんなストップになりますから、その辺を何とかしてお願いいたします。

○委員長（飯嶋正利） ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（飯嶋正利） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（飯嶋正利） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時54分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 飯 嶋 正 利

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 6 年 6 月 1 6 日（月曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 6 年 6 月 1 6 日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成 2 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について

議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について

《付託陳情》

請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願

請願第 2 号 国における平成 2 7（2015）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願

出席委員（8名）

委員長 林 七 巳

副委員長 島 田 和 雄

委員 林 正一郎

委員 佐久間 茂 樹

委員 景 山 岩三郎

委員 伊 藤 房 代

委員 米 本 弥一郎

委員 高 橋 秀 典

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長 高 橋 利 彦

議員 宮 内 保

議員 林 晴 道

説明のため出席した者（28名）

教 育 長 茅 田 哲 雄

財 政 課 長 林 清 明

環 境 課 長 浪 川 昭

保 険 年 金 課 長 渡 邊 満

健康管理課長	野 口 國 男
子育て支援課長	山 口 訓 子
病院事務部長	飯 塚 正 志
学校教育課長	石 見 孝 男
体育振興課長	石 嶋 幸 衛
病院総務人事課 その他担当員	河 北 隆
	12名

社会福祉課長	加 瀬 恭 史
高齢者福祉課長	石 毛 健 一
庶務課長	横 山 秀 喜
生涯学習課長	佐久間 隆
病院経理課長	土 師 学
病院医事課長	片 見 武 寿

事務局職員出席者

事務局 長	伊 藤 恒 男
副 主 幹	榎 澤 茂

事務局次長	高 安 一 範
-------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（林 七巳） 皆さん、おはようございます。

梅雨晴れの夏のような陽気ですが、この6月議会、みんなで頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了解願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉委員会を開催いたします。

なお、宮内保護議員、林晴道議員より本委員会を傍聴したいとの申し出がありましたので、これを許可いたしました。ご了解お願いいたします。

本日、高橋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） おはようございます。梅雨に入っておりますが、毎日暑い日が続いておりますが、委員の皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました一般会計補正予算を含む3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議のほどお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶願います。

なお、この4月に新しくなりました課長がおりますので、そのご挨拶もお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表し、ご挨拶申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、5月28日の学校給食用牛乳で、成田市、多古町等で味に違和感があるということがありました。これを受け、旭市では、牛乳の配給を29日から4日間中止とさせていただきます。

ました。いろいろご心配をおかけしました。詳細につきましては、後ほど担当課長より報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は付託されました3議案、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、そして追加議案として上程させていただきました議案第11号、工事請負契約の締結について及び議案第12号、工事請負契約の締結についてご審議をいただくことになります。答弁は簡潔明瞭になるよう努めてまいりますので、執行部より提案の3議案につきまして、慎重審議の上、いずれも可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、4月の人事異動後の初めて委員会でございますので、担当課長より紹介させていただきますと思います。

委員長、自己紹介という形でやらせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

○委員長（林 七巳） はい、よろしくお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） それではまず、私、教育長の埴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、随時お願いします。

○病院事務部長（飯塚正志） 4月1日付で赴任いたしました国保旭中央病院の事務部長の飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 社会福祉課長の加瀬恭史です。よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（加瀬恭史） 2年目になります。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（横山秀喜） 庶務課の横山です。3年目になります。よろしくお願いします。

○高齢者福祉課長（石毛健一） 高齢者福祉課長の石毛でございます。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○保険年金課長（渡邊 満） 保険年金課の渡邊です。どうぞよろしくお願いします。この4月1日に就任しました。

○子育て支援課長（山口訓子） 子育て支援課の山口訓子です。2年目になりました。よろしくお願いいたします。

○体育振興課長（石嶋幸衛） 体育振興課の石嶋です。2年目です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（佐久間 隆） 生涯学習課長の佐久間です。2年目となります。よろしくお

願いいたします。

○学校教育課長（石見孝男） この4月1日から学校教育課長を拝命いたしました石見孝男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康管理課長（野口國男） 健康管理課の野口と申します。2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（浪川 昭） この4月から環境課長になりました浪川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○病院医事課長（片見武寿） 病院医事課の片見と申します。4年目になります。よろしくお願いいたします。

○病院経理課長（土師 学） 病院経理課の土師と申します。2年目です。よろしくお願いいたします。

○病院総務人事課長（河北 隆） 病院総務人事課長、河北です。よろしくお願いいたします。3年目です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（林 清明） 4月から財政課長になりました林と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（林 七巳） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、議案第11号、工事請負契約の締結について、議案第12号、工事請負契約の締結についての3議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足説明がありましたら願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

今回の補正は、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、国が先行的に創設した保育緊急確保事業費補助金へ財源を移行することにより行うものです。また、この創設された補助金の中で、昨年に引き続き、私立保育所が行う保育士等処遇改善に対する助成を行うため、補正をお願いするものです。

補正予算書の9ページをお開きください。

歳出になります。

3款3項1目児童福祉総務費の説明欄1番、地域子育て支援センター運営事業9万9,000円の増は、私立保育所が運営する地域子育て支援拠点事業への補助基準額が増額となったもので、特定財源を県支出金の子育て安心応援事業費補助金から国が新たに創設した保育緊急確保事業費補助金に移行するものです。

次に、4目保育所費の説明欄1番、一時預かり事業94万3,000円の増は、私立保育所で行う一時預かり事業への補助基準額が増額となったもので、やはり特定財源を子育て安心応援事業費補助金から保育緊急確保事業費補助金に移行するものです。

説明欄2番、私立保育所すこやか保育支援事業1,145万2,000円の増は、保育士等処遇改善臨時特例事業として、保育士等の処遇改善を計画的に取り組む市内私立保育所に対して、その費用の全額を助成するものです。特定財源といたしましては、昨年度は補助率10分の10であったものが、今年度は保育緊急確保事業費補助金となり、国4分の3、県8分の1、市8分の1となったものです。

次に、歳入について説明申し上げます。7ページをお開きください。

初めに、県支出金の一部を説明させていただきます。

14款2項1目3節説明欄1番、子育て安心応援事業費補助金1,890万円の減は、該当する事業の特定財源が保育緊急確保事業費補助金へ移行したことによるものです。

次に、一番上の国庫支出金13款2項2目2節の説明欄1番、保育緊急確保事業費補助金、補助率4分の3及び3分の1、2,249万4,000円と県支出金のほうの14款2項1目3節説明欄2番、保育緊急確保事業費補助金、補助率3分の1及び8分の1、1,486万7,000円については、先ほど説明させていただきました歳出9ページの地域子育て支援センター運営事業、一時預かり事業、私立保育所すこやか保育支援事業等へ充てる国県の補助金でございます。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（林 七巳） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算（第

1号)の議決について、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

13款3項3目説明欄1の緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金は、326万円の歳入を見込むものであります。これは東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア、保護者や教職員への助言や支援等、児童生徒が安心した学校生活を送ることができるよう、教育相談体制の整備として、国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を受託し、市内小・中学校に派遣いたします。また、今年度は中央小及び第二中学校へは、県事業によりスクールカウンセラーが派遣されておりますので、残り18校を対象として緊急スクールカウンセラーの派遣を計画しております。

議案書12ページのほうになります。

10款2項2目説明欄1の小学校スクールカウンセラー等配置事業は、249万9,000円の補正をお願いするものであります。

3項2目説明欄1の中学校スクールカウンセラー等配置事業につきましては、80万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第1号、学校教育課所管の補足説明を終わります。

○委員長(林 七巳) 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員(高橋秀典) ありがとうございます。スクールカウンセラーの補正予算についてお尋ねいたします。

12ページの小学校費の賃金への249万1,000円の補正ですが、こちら中央小学校を除く14校への配置ということになると思うんですが、こちら1校当たりになると何回、どのようなペースで実施されることになるのか、お伺いしたいと思います。

また、それと同じ児童生徒への支援ということで、関連でお聞きしたいと思うんですけれども、教諭補助員を全校配置していると思いますが、それでも児童生徒の状況においては、その支援において少し不足というか、場合によっては授業中の出歩き等、厳しいケースが生じているということもお伺いいたします。その現状についてお伺いしたいと思うんですけれども、よろしくお伺いいたします。

○委員長(林 七巳) 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(石見孝男) 中央小学校と第二中学校を除きまして、今回のスクールカウ

セラーの派遣によりまして、1校当たりいたしますと、小・中学校でともに4回から5回と、そういうようなことで計画を考えております。

もう一つのご質問でございますけれども、教諭補助員につきましてお答えさせていただきます。

体に障害を持ち、学校生活上の介助、それから学習活動上の支援を必要とする児童生徒、あるいは多動傾向にあり、授業中落ちついて席に座っていることができない児童生徒等が近年増える傾向がございます。担任1人による対応では困難が生じるため、旭市におきましては、担任教諭をサポートする教諭補助員20名を全校配置していただいているところでございます。

しかしながら、各学校の現状としては、幾つかの学級においても、そのサポートを必要とする児童生徒がおります。学校規模が大きくなれば、それだけ学校内にサポートを必要とする児童生徒数、または学級数が多い傾向がございます。1年生に限らず、ほかの学年でもそういうことがございますので、状況に応じまして、必要なクラスへ支援に入っているところでございます。そのため、教諭補助員1人では対応が難しい状況があるようにも伺っているところです。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 高橋委員。

○委員（高橋秀典） ありがとうございます。現状、教諭補助員各校1名ということでは、ちょっと不足している状況なのかなというふうに思います。また、保護者の方からも、やはりそのような声を一部いただいております。クラス数の特に多い学校などは、複数の配置等、これはぜひ9月の補正等でもお願いできればと思いますけれども、その点いかがでしょうか。お願いします。

○委員長（林 七巳） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） ありがとうございます。状況に応じまして、やはり教諭補助員の複数配置が可能ということになりますれば、学校現場としても助かるように考えております。

児童生徒の学校生活の質的向上、そして学級全体の学習の充実と、さまざまな面での安全確保に向けまして、今後相談してまいりたいと、そんなふうに思っております。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 9ページの保育所費ですか、説明欄2番の私立保育所すこやか保育支援事業についてお伺いしますけれども、昨年に続きまして、こういった私立保育所の保育士の処遇改善のためのこの予算、国からの予算が盛り込まれたわけでありましてけれども、今回は1,145万2,000円ですか、実際この予算で、どの程度の保育士の処遇が改善されるのかどうか、お伺いします。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 9ページのすこやか保育支援事業の関係、この予算で実際どのくらいの改善がされるかというご質問ですけれども、実際1人当たり幾らぐらいになるかということでお答えさせていただきたいと思います。

実際の支給の仕方は、各保育所に任せられておりますが、目安として、この5つの補助金の合計額1,145万2,000円を昨年の実績の職員数107人で割り返しますと、1人当たり約10万7,000円となる見込みです。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） 10万7,000円改善されるということは、大変いいことだなというふうに感じておりますけれども、今後につきましても、この予算というのは確保といいますか、来年以降もあるのかどうか、その辺についてお伺いしたいんですけれども。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 来年以降もというお話ですが、今年も国でやりますよと分かりましたのが、3月ころでございました。それで、今回の補正をお願いした次第ですけれども、今のところ、このような状態でなるかどうかは、はっきりしておりません。ちょっと新制度の関係で、中で加算のほうにうたわれるのか、はっきりとは国、県から情報のほうは入っておりません。

ただ、済みません、国としては子育て支援、保育士対策確保、そういったものには重点的に置くということですので、何かしらの形で見ていただけるというのは間違いはないと思います。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、議案第11号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

本議案は、飯岡中学校校舎改築機械設備工事の契約ということであります。

入札の執行状況及び契約締結内容につきましては、本会議におきまして、財政課長より説明をさせていただいたとおりでございます。

また、改築工事の概要につきましては、2月の全員協議会で説明させていただきましたとおりで、その後、変更ということはありません。

なお、今回参考に、配置図とパースをお配りさせていただきました。よろしく願います。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 議案第12号、工事請負契約の締結について補足説明申し上げます。

本議案は、飯岡中学校校舎改築外構工事の契約であります。

入札の執行状況及び契約締結内容につきましては、本会議におきまして、財政課長より説明いたしましたとおりでございますので、よろしく願います。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 担当課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 正一郎） 2点ほどちょっと聞きたいんですが、この外構工事、これ本体が落札

しないで、外構工事のこれ、11号が電気工事。電気でなく、これは浄化槽、空調関係ですか。浄化槽も入っているのかな。

(発言する人あり)

○委員(林 正一郎) 入っているでしょう。浄化槽、何人槽かな。ちょっと分かればまたそれも質疑終えちゃったけれども、聞こうかなと思ったけれども、手を挙げるのが遅かったもので。これ、外構もどこまでが外構工事になるのかな。だから、本体が落札しないで、外構工事をこれ落札しちゃって、造成工事、本体工事始まる前の造成だけなのか、一切の全部仕上がった外構工事なのかということを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長(林 七巳) 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長(横山秀喜) ただいまのご質問ですが、浄化槽につきましては今至急調べて回答させていただきたいと思います。

本体工事が契約されない中での附帯工事の契約案件ということで、具体的には工事に支障が出るのじゃないかと、どこの部分をやれるのかというご質問の趣旨だと思います。確かに林委員おっしゃるとおり、非常に残念な入札結果だなというふうに、担当課としては思っています。

工事のほうですが、本体が進まない中でどこができるかといいますと、外構工事のほうで、今、委員おっしゃったとおり、造成ですとか、本体の部分に関係ない部分を、まずその辺から始めていきたいというふうに思っています。機械のほうにつきましては、本体が動き出さないと機械のほうは全く手を付けられない状況になります。

そのような中で、今後ということですが、すぐに入札の不調、もしくは成立しなかったという状況を受けて、第2回目の契約の手続きに入りたいということで、今、公告中ということで、入札の手続きに2回目入っています。一刻も早く成立させたいという気持ちです。

それと、もう一つのやり方としまして、例えば本体工事の契約を先行させて入札をして、それが決まった後に附帯工事ということも、手段としてあったのではないかなというようなことも、一部ご指摘を受けています。その辺につきましては、何せこの工事、ずっと土地が取得できなくて遅れてきました。25年度の予算も20%分の工事をまるっきり着工できないまま今年度に繰り越しをし、今年度は今年度の残りの60%分の予算を持ち、少しでも早く学校を完成させたいという気持ちから、時間差を持つての入札ということは、選択肢の中に考えず、入札は成立するものと、契約いただけるものという思いで、4つの工事を同時発注し、発注

という入札の手続きをし、それで少しでも完成させたいという気持ちでやっていたので、その辺のところをご理解いただきたいなというように思います。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 説明はよく分かりましたが、私が危惧するところは、これは本体と電気工事のほうは、風聞によると、点数を財政課長、下げたというお話がございますが、皆さんは行政マンですから、法の番人ですから、これはしゃくし定規にやることが非常に私は望ましいと、これは考えておりますが、しかしながら、今現下の状況を鑑みたときには、やはりオリンピックの問題と、それと東北の震災ということで、非常に建設業界、土木業界の人手が足りないということでございますので、やはりこの点数を下げて入札するのも一考かなというふうに、私は考えていたんですが、風聞によると、電気工事も点数を下げたということで、地元の電気屋も参加できるということだそうでございますが、それらが説明なかったから、どうかなということであったわけですが、そういったことで今度は入札、電気工事は恐らく落札するだろうと私は思いますが、本体もあのくらいだったら地方のゼネコンを組まなくても、JVを組まなくてもできるんじゃないかというお話もありましたが、今度はうまくいけばできるのかなと、点数を下げたから入札、落札するんじゃないかなという考えは持っておりますが、そこでこれ造成工事は埋め立ても含んでいるんでしょう。それお聞かせ願います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 埋め立て工事等も含まれております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） そうしますと、やはり田んぼですから、埋め立て工事等を早くやらないと工事がどんどん遅れますので、これは本来なら本体が落札されて外構工事、空調関係というふうになっていくのが、電気工事となっていくのが本来の筋ですが、財政課長、今回はどうですか。応募はございますか。いつごろまでに入札が、期限はどのように切っているんですか。差し支えなかったら教えていただきたいなと思います。差し支えがあれば結構でございますが。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 2回目はどうかというご質問ですが、1度目に問い合わせ等がほぼなかった電気工事については問い合わせが何件か入っておりますので、いい方向にいくのかなと思っております。

本体の建築工事につきましては、皆さん手なれた方々なので、問い合わせ等今のところございません。

以上です。

○委員長（林 七巳） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 先ほどの浄化槽は何人槽かというご質問がございました。今、手元に資料が届きました。

70人槽で計画しております。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 七巳） これより、討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(林 七巳) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきまして委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 七巳) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(林 七巳) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

学校教育課長。

○学校教育課長(石見孝男) 新聞報道もございまして、委員の皆様にご心配をおかけしました学校給食用の牛乳の提供一時中止についてご報告を申し上げます。

去る5月29日に、県教育庁学校安全保健課から、5月28日水曜日に、学校給食用牛乳としてフルヤ乳業から供給された牛乳の一部で、味に違和感を覚えた旨の報告を受けたと。ついては現状を把握するために、関係市町教育委員会へ確認の調査をお願いしたいというような連絡を受けました。旭市の本教育委員会におきましても、早速、調査を実施しました。

調査の結果、牛乳を飲んで異味や体調不良を訴えた児童生徒がいたため、5月29日の牛乳の提供を急遽取りやめたところです。さらに、教育庁学校安全保健課より、原因が明らかになるまでフルヤ乳業に対して出荷自粛の要請を行い、5月30日から出荷自粛がなされました。その後、6月4日に、教育庁学校安全保健課から出荷自粛要請の解除がなされ、6月9日月曜日から従来どおりのフルヤ乳業の牛乳の提供が再開されたところでございます。

本市におきましては、本件発生後、5月29日木曜日から6月3日火曜日にわたり、計4回の牛乳の提供を取りやめ、同じく6月4日水曜日から6日金曜日にかけては、別メーカーの

牛乳を提供し、対応したところでございます。また、9日月曜日からは従来どおりフルヤ乳業の牛乳を再開いたしました。

なお、提供できなかった牛乳分につきましては、今後デザート等の代替品での対応を予定しているところでございます。

本件に係る調査結果につきましては、学校での体調不良者からの検便の結果は、特定の食中毒菌は検出されませんでした。また、当該品に係る検査の結果は、香取保健所等関係機関での検査結果におきましては、細菌等検出されませんでした。

以上のことから、千葉県は異味のあった学校給食用牛乳を原因とするものではないと判断したところでございます。

なお、異味の原因につきましては特定には至らず、推測される中で、一つは牛乳を製造するラインにおきまして、コーヒー乳飲料も製造しており、洗浄が不十分な場合など、コーヒー乳飲料が残存し、牛乳に混入する可能性があるということでした。

いずれにしましても、今後も引き続き衛生管理の徹底を一層図りまして、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 体育振興課長。

○体育振興課長（石嶋幸衛） それでは、体育振興課より、月曜休館の体育施設の試験開放について報告いたします。

さらなるスポーツ振興を図る目的で、現在、月曜休館となっております飯岡体育館及び隣接する野球場、庭球場並びにさくら台の野球場と庭球場の5つの施設につきまして、8月の月曜日4回ございますが、これを試験的に開放することといたしました。これは5月20日に市のホームページに掲載いたしまして、6月、今月から予約を受け付けております。今後の施設運用の参考とするものでございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） 所管の報告は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

米本委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、総合病院国保旭中央病院の待ち時間に関して2点お伺いいたします。

中央病院では、一般に待ち時間が長いと言われています。2012年外来患者満足度調査では、

待ち時間では80.6%の方が長いと回答しています。長年の懸案事項ですので、引き続き短縮に向けて努力する所存です。旭中央病院のイメージは、拠点病院、高度医療、24時間体制の救急、信頼できるが主なものですが、待たされるが徐々に増加していることから、重点改善項目として取り組んでいるところですよというようにまとめられています。また、この調査結果によれば、待ち時間が長いと感じる場所は、外来と薬局で、それぞれ約40%となっています。

そこで、1点お伺いします。

新本館が稼働して、待ち時間が短縮されると期待したわけですが、現在のところ期待に込んでいるとはいえない状況です。この要因が何であるか、お伺いいたします。

2点目は、この要因を踏まえた上で、どのように改善していくのかお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○委員長（林 七巳） 米本委員の質疑に対し、答弁をお願いいたします。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） それでは、待ち時間についてご回答申し上げます。

新本館に移りまして、待ち時間の削減につきましては、会計のほうを集中方式にしたいということで、短縮というよりは平等感、そちらのほうの改善を行ってまいりました。

また、ごく最近では、ここ一、二か月のところで、薬剤のほうの待ち時間が延びております。この理由としては、薬品を後発品に切り替えているということがあります。これは患者さんの薬剤費の負担の軽減、医療費の削減ということから、国のほうの政策として進められているところにあります。

実際のところ、本院におきまして、後発品への切り替えを行っておりまして、この切り替えに当たりまして、処方箋の変更作業、患者さんへの説明ということも必要になることから、薬剤のほうの待ち時間が延びているのが現状でございます。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかに何かありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 質疑では大変失礼けれども、医事課長、ちょっといただけないんですよ。薬の待ち時間が3時間なんですよ。ご存じでしょう。私、ここのところ行っていますが、3時間なんですね。170分待ち。まごまごすると190分待ちですよ。あなた方ね、後発薬品と言うけれども、そんなの分かっているわけですから、薬剤師を増やすとか、ローテーシ

ョンをもっと早く組むべきじゃないかなと私は思うんですよ。80%どころじゃない、120%不満ですよ、これは。会計が1時間、60分から70分、外来は待ち時間は1時間待とうが2時間待とうがやむを得ないと思う。大体1時間待って、最低1時間ですね。早くて1時間待って、診るのは血圧をはかるだけですから3分ですね。まごまごしたら1分ですよ。それはそれでいい。自分の好きな医師に、信頼する医師にかかるんだからやむを得ないと私は思う。けれども、薬剤のほうだけは、これは改革しないといけない、あなた方。170分ですよ。多い時、190分ですよ。異常ですよ、これは。幾ら患者数が多くても異常、これは。私は表示のことを言っているの。これはもう少しやはりローテーションを考える必要あると私は思います。答弁願います。

○委員長（林 七巳） 答弁漏れを指摘いたします。

米本委員の改善についての答弁をお願いいたします。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 待ち時間の改善の対策でございますが、できる限りその時間帯に、ピーク時に薬剤師を増やす等の努力を今も行っておりますが、今後も改善に向けて行っていきたいと考えております。

○委員長（林 七巳） そのほか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 医事課長、片見課長ね、いつから改善しているの。後発薬品にいつから何日からなりますよと、説明していませんよ、ほとんど、窓口で。全然説明していないよ。あんた方、説明しているから時間を食うだと言っていますけれども、全然説明していませんよ。課長、あなたね、現場を見てくださいよ。

それで、奥の中でやっているから分からない、そんな。べらべらしゃべっているんだか、何しているんだか。ずるしているんだか、わけ分からないの。汗をかいて夢中にしてやっているのか分からないの、暗闇ですから。シャッター閉まっちゃっているのと同じですから。それで、待ち時間170分といって出るわけですよ。ほとんどの人は腹立てて帰っちゃう。3時間待ち切れなくて、はっきり言って。だから、この点だけはやはりもう少し薬剤関係のローテーションをきちっと組んでやってくださいよ。これは恐らく何千人と来るお客が、全部がそういった考えだろうと私は思いますよ。会計のほうはしょうがない、これはね。パソコン、多少遅れる場合にはね。薬剤は、3時間は考えられないですよ、はっきり言って。それはあなた、3時間待ちご存じですか。それと、これからどのようにそのローテーション

を組んで、それを短縮していくかお答え願います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を願います。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） 待ち時間については、大変長くて申し訳ないと思っております。

改善につきましても、今現在も内部でやっておりますが、今後も短縮できるように、改善の対策等していきたいと思っております。

具体的にはまず、これといって今方法があるわけではございませんので、検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 検討するでは、これから先まだ何年続くか分からないですよ。3時間ですよ、あなた。3時間。常識では考えられないですよ、これ。何とかこれは課長、早急に対応しなければいけないと私は思いますよ。この点、事務部長、お答え願います。

○委員長（林 七巳） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 確かにお薬の出る時間が3時間近くになっているというのは、お話は伺っております。

それで、例えば3月ぐらいまでは、先ほどジェネリックの話が出ましたが、全部の処方箋の割合からいいますと、3割ぐらいしかジェネリックではなかったのが、4月から大きくジェネリックの使用を始めまして7割、現在大体85%ぐらいまでジェネリックの使用、できるものについてですけれども、やっているということで、この数か月間が特にやはり窓口等で混乱しているんじゃないかなと思っております。

一応ただ目標的には、ほぼ当初の目標に近づいてまいりましたので、一応、今まではちょっとなれるのに時間がかかっていたんじゃないかなと。ですから、来月、再来月あたりぐらいからは、来月というのも、もうあと2週間ぐらいでございすけれども、もう少し早くできるんじゃないかと思っております。また、それから薬剤部のほうにも話をしまして、いわゆる集中する時間帯に薬剤師をたくさん投入するようお願いしてまいっていると思っておりますので、ご理解願えればと思っています。

以上です。

○委員長（林 七巳） 林委員。

○委員（林 正一郎） 窓口がパートなんですね、あれね。分からない人ばかりなんですよ。中は薬剤師、こっちで薬を持ってきて見る人は違うんですね、要するに。民間委託なんですよ。

それと、あなたも中央病院に来る前に、ほかのがんセンターかどっかにいたんでしょう。前の病院が薬3時間待ちやりますか。やらないでしょう。そんなことは、まずあり得ないでしょう。私は日本のお医者さんで、病院で3時間薬待ちやるところはないと思いますよ。中央病院は、後発薬品の前でも2時間は最低やっていたの。今度はまた特別になっちゃった。今まででも2時間は、120分待ちは当たり前だったです。だから、これはあなた事務部長になってきたわけですから、一つこれだけはしっかりと改革していただきたい。

以上です。

○委員長（林 七巳） それでは、文教福祉委員会より、病院に対して改善を要望いたします。
そのほか。
伊藤委員。

○委員（伊藤房代） それでは、1点質問いたします。

旭中央病院のジェネリック医薬品の採用状況についてお伺いいたします。

○委員長（林 七巳） 伊藤委員の質問に対し、答弁を求めます。
病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） ジェネリックの採用の状況なんですが、5月の使用実績でいいますと、採用数は全部で1,788品目、そのうちジェネリックが283品目です。これは採用品目の中でジェネリックのある薬品は664品目ありまして、そのうち283品目がジェネリックに切り替えているということになります。これは品目数でいうと全体の16%、ジェネリックがある薬品の中でのパーセントでいうと43%です。

それから、品目数ではなく、実際の使用量でいいますと、先ほど事務部長のほうからもお話出ましたが、これは国の目標としては、年間で平均60%を目指しなさいというようなことになっておりますが、現在のうちの状況ですと、5月の実績として85%となっております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） それでは、ジェネリック医薬品の採用の今後の予定についてお伺いいたします。

○委員長（林 七巳） 伊藤委員の質問に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） ジェネリックに関しましては、今後も医療費の削減、薬剤負担の軽減ということもありますので、新しいものが出ましたら採用するような検討をしていきたいと考えております。当面の目標としては、年間ベースでの使用量で60%という形を考えております。

以上です。

○委員長（林 七巳） ほかにございませんか。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 最初、米本委員からの質疑で、要因という話、そして改善策という話で今お話聞かせていただきました。

中央病院で待ち時間が非常に長いというのは、これは本当に定説になってきていますけれども、今、要するにジェネリックというのは、結構経験のある安定した薬だと思うんですよ。在庫も多分豊富にあるんだろうと思うんですけども、これに替えるのに時間がかかるというのは、ちょっと素人考えで、むしろ逆に早くなるんじゃないのかなと思っているんですけども、その辺がちょっとしっくり、時間がかかっている要因にはなっていないんじゃないかなと。ほかに要因があるんじゃないのかなと思うんですけども、その辺どうですか。

○委員長（林 七巳） 佐久間委員の質問に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） ジェネリックに替える際の時間がかかる要因なんですけれども、まず医師のほうで処方箋の中身を今までの薬品からジェネリックの薬品に変更いたします。まず、その時点で変更するというので、まず時間がかかります。続いて、薬剤師のほうなんですけれども、その出された処方箋の内容をチェックするんですけども、それでも前回の情報というのを持っておりまして、今までですと前回と同じ場合には一からチェックすることはないんですけども、今回薬が替わりますので、全部一からチェックして、薬の量とか全部チェックすることになるので、そちらのほうで時間がかかっております。

毎回それをやるわけではございませんので、次にジェネリックに切り替えた方が来たときには、また前と同じような作業になりますので、それは2回目に来た時点では解消していくというふうに考えております。

以上です。

○委員長（林 七巳） 島田委員。

○委員（島田和雄） ジェネリックに関する今いろんな数字をお聞きしましたがけれども、ちょっと理解できないところがありまして、使用量ですか、国の基準としては年間60%、中央病院は5月に85%達成されているというような説明がありましたけれども、これは使用量というのはどういったような、分母と分子ですけれども、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（林 七巳） 島田委員の質問に対し、答弁を求めます。

病院医事課長。

○病院医事課長（片見武寿） まず、使用量の考え方なんですけれども、まず品目数でいうとAという薬が1個であれば品目は1です。その薬を例えば100錠使いましたという場合には100になるというのが、その100が使用量のほうになります。

分母と分子の関係なんですけれども、分母のほうが後発品の使用量、その何錠というのを全部足していった数になります。もう一つが、分母に足すものなんですけれども、後発品のある先発品の使用量です。

それでは、全部で10品目の薬があるとします。そのうち後発品に切り替えたものが6品目あって、残りの4品目が切り替えていないという場合には分母が10です。分子のほうが後発品の使用量になりますので6ですね。ですから、10分の6で60%の使用量というような形になる。この数字で計算したものが、5月だけで見ると85になったというようなことです。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） ほかに何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時14分

請願の審査

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願の審査を行います。

去る6月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました請願は、請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第2号、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の2件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります米本弥一郎議員より説明をお願いいたします。

米本弥一郎議員。

○紹介議員（米本弥一郎） それでは、第1号請願ですが、請願者は子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏です。

請願の趣旨を説明します。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23年度に小学校1年生の35人学級が実現しました。平成24年度は新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては40人学級や教職員定数が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を学校教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、私たちは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 米本弥一郎議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、請願第1号につきまして申し上げます。

今回の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の採択を求める請願は、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会、教育長協議会、県PTA連絡協議会、県小学校長会、中学校長会ほか千葉県の教育会を代表する22団体で作る子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められた請願でございます。

会長は、佐倉市の教育委員会の委員長でございまして、千葉縣市町村教育委員会連絡協議会の会長であります。

未来を担う子どもたちの健全育成をつかさどる学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保が必要不可欠です。その財源措置として、教職員に係る経費の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担制度がありますが、この負担の割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もございます。さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担を外し、一般財源化が模索されるなどの情報も聞かれているところでございます。全国どこでも公教育は同じレベルで受けることができる基盤が、この義務教育費国庫負担制度であると考えます。こうした点から、この請願の採択についてお願いしたいと考えております。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、続いて、請願第2号について、紹介議員であります米本弥一郎議員より説明お願いいたします。

米本弥一郎議員。

○紹介議員（米本弥一郎） それでは、請願第2号について説明いたします。

請願者は、先ほどの第1号と同じ子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏です。

請願の趣旨について説明いたします。

貴議会におかれましては、憲法の本質にのっとり、ご尽力いただいていることに敬服いたします。特に、昭和56年以前（新耐震基準以前）に建築された校舎や屋内運動場について耐震診断を実施し、診断結果に基づき補強が必要な建物について耐震補強工事が行われ、また老朽化の著しい建物や補強が困難な建物については、計画的に改築、建て替え工事を実施していただいております。

そして、引き続き通学路の安全点検の実施により、子どもが安心して登校できる道路交通環境の整備や子どもたちにきめ細かな指導と学力の向上を図るための教諭補助員全校配置など、多大なるご支援をいただいております。

また、旭市学校いきいきプランの事業継続により、幅広い教育活動を支援していただけるとともに、子どもたちの充実した教育環境を整え、個性を伸ばし、可能性を広げる大きな機会になり得ると確信しています。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに、子どもたち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成27年度予算に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えます。

- 1、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分に図ること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 七巳） 米本弥一郎議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課より参考意見がありましたら手短にお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、請願第2号でございますけれども、請願第1号の請

願と同一の団体から出されたものでございます。

少人数できめ細かな指導の確立に向けた学校職員の定数を改善することは、児童生徒の学力向上に直結することであります。また、現在の経済状況等を考えますと、保護者の教育費負担の軽減に向けての取り組みや、就学援助予算の拡充を求めることは、非常に重要なことだと考えております。特に教科書の無償制度は、経済状況からだけでなく、教育を受ける権利が等しく保障されていることから、維持していかなければならない制度でございます。

また、平成21年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、安全・安心な学習環境を保障するためにも、学校施設のさらなる整備が必要です。こうした点から国に対して教育予算の増額を図るべく、本請願の採択をお願いしたいと存じております。

○委員長（林 七巳） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 前も、たしか似たようなのが出てきた気がするんですけども、不勉強で大変申し訳ないんで、できれば教えていただきたいなと思います。

というのは、第1号の請願もそうなんですけれども、義務教育費の国庫負担という話なんですけれども、戦後の義務教育費というか、国の出しているお金というのは、年々多分増えているんだと思うんですよ。多分、毎年そうなんですけれども、例えば数年前、震災前でも、景気対策かなんか知りませんが、教育関係で、補正で億単位のお金が来る。教育に関する話になると我々は反対できないですね。まず、しないです。補正で来ればね。

ただ、私の個人的な感覚なんですけれども、私ら中学校のときは、1クラス五十何人でずっと教育を受けてきていました。今は30人、30人を切るという話なので、多分、私の推定なんですけれども、今義務教育費って生徒1人頭月7万円前後かかっているんじゃないかなと。要するにハードの部分を除いて。先生方の数もどんどん増えているし、補助教員が出ている。また、先ほども補正でありましたけれども、ケアを新たに追加で千万単位のお金が出ます。

私なんかはやっぱり教育という話になると、そういうのはノーとは言えないんですよ。ただ、やっぱり今度、飯岡中もそうですけれども、海上中、飯岡中、旭二中と、どんどんハードを建てている。給食センターもそう。みんな10億円単位のハードなんですよね。それとは別に、それはそれでいいとして、ソフトの部分、先生方が、一つは先ほど言いましたように、義務教育の国庫負担金の変遷、戦後の変遷を教えていただきたいなと。もう一個は、千

葉県内、あるいは東総、この域内で先生が何人ぐらいいるのか。人件費はどのぐらいかかるのか、学校維持費にどのぐらいかかっているのかと。できれば生徒1人頭の教育費が分かるような形で教えていただければと思うんですよね。

前課長、菅谷さんにお伺いしようと思っていたんですけれども、替わってしまって、石見課長、新任で早々大変でしょうけれども、特に急ぎはしませんけれども、そういった資料をいただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） 佐久間茂樹委員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 義務教育費国庫負担制度につきましては、申し訳ありません、ちょっと詳しい年代は分かりませんが、2分の1の国庫負担ということから国の負担率が下がりまして、3分の1になってしまったと。その時に併せて学校には教員だけではなくて事務職員、その他職員がございますので、そういうものを負担制度から外そうというような動きもございました。ですから、国のかかる負担の割合が減ってきているというのは、ちょっと詳しいずっと戦後の変遷まではちょっと分からないんですが、そういう時期が何年前にございました。

それからあと、細かな数値については、ちょっと申し訳ありませんが、今持ち合わせていないものですから、持ち帰らせていただくということで、よろしいでしょうか。

○委員長（林 七巳） 19日の閉会日までに、もしできればそろえていただきたいと思います。

佐久間委員。

○委員（佐久間茂樹） 今、人件費の話、前も角田さんいるんですけれども、3月にちょっといろいろ教えていただいたんですけれども、要するに県職で、先生方県職ですよね。それと今組合関係の方、あるいは給食は市の職員ですかね。正規雇用と非正規雇用とちょっと人によって定義が違うかもしれませんが、共济に入っている人と、それから社保に入っている人と、あるいは両方入っていないで国保に入っている人と、あるいは両方入っていない人、教育関係の中にそれぞれいると思うんですよ。

正規という、この間の病院の研修医の話もそうなんですけれども、多分、研修医さんは共济に入っていると思うんですね。だけれども、要するに定年まで公務員として採用していないから正規扱いにされていなかったと思うんですよ。その非正規と正規雇用とちょっと気を付けていただければありがたいんですけれども、その辺の区別をして、人件費等をお願いできれば。その中で法定福利費がどのぐらいになっているか、その辺も併せてお願いできれば

と思います。多分19日には無理なんだろうと思いますけれども、9月でも平気です。そういった資料をいただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 七巳） それでは、答弁はいいですから、極力早くそろえるように、文教福祉委員会からお願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○委員長（林 七巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第1号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（林 七巳） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、採択する方は起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 七巳） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（林 七巳） 続きまして、ただいま採択と決しました請願書が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備したいと思いますが、事務局意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（林 七巳） 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（伊藤恒男） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）をご覧くださいと存じます。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議願います。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は原案のとおりとのことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書案についてご協議を願いたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（伊藤恒男） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）をご覧いただきたいと存じます。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。

そのための様々な教育施策の展開には、財政状況が厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成27年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大

臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（林 七巳） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議願います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） 特にないようですので、請願第2号の国における平成27年度教育予算
拡充に関する意見書は原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 七巳） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進
めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたし
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、審査は全部終了いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 七 巳

総務常任委員会

平成26年6月17日（火曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成26年6月17日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 8 号 専決処分の承認について

議案第 9 号 専決処分の承認について

議案第10号 専決処分の承認について

出席委員（7名）

委員長 向 後 悦 世

副委員長 林 晴 道

委 員 高 橋 利 彦

委 員 木 内 欽 市

委 員 平 野 忠 作

委 員 伊 藤 保

委 員 太 田 將 範

欠席委員（なし）

委員外出席者（4名）

議 員 宮 内 保

議 員 有 田 恵 子

議 員 米 本 弥一郎

議 員 高 橋 秀 典

説明のため出席した者（20名）

副 市 長 加 瀬 寿 一

秘書広報課長 飯 島 茂

行政改革推進課長 加 瀬 正 彦

総 務 課 長 堀 江 通 洋

企画政策課長 伊 藤 浩

財 政 課 長 林 清 明

税 務 課 長 佐 藤 一 則

市民生活課長 伊 藤 正 男

会 計 管 理 者 赤 松 正

消 防 長 佐 藤 清 和

監査委員
事務局長
その他担当
職員
田 杭 平 三
9名

事務局職員出席者

事務局長	伊 藤 恒 男	事務局次長	高 安 一 範
副 主 幹	榎 澤 茂		

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

梅雨入りしたものの、暑い日が続いているところでもありますので、健康面には十分留意されまして、旭市の発展のために慎重審査をお願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、宮内保議員、有田恵子議員、米本弥一郎議員、高橋秀典議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 皆さん、おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

総務常任委員会に審査をお願いいたしますのは4議案でございます。議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第8号から第10号までの専決処分の承認についての3議案でありまして、議案第8号は、旭市税条例等の一部改正、議案第9号は、旭市都市計画税条例の一部改正、議案第10号は、旭市国民健康保険税条例等の一部改正でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、全議案可決、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、4月の定期人事異動後初めての委員会でございます。これまで建設経済常任委員会、文教福祉常任委員会でそれぞれ担当課長の紹介をさせていただきました。委員長、紹介のほう、よろしいでしょうか。

○委員長（向後悦世） はい。

- 副市長（加瀬寿一） それでは、順次、自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。
- 総務課長（堀江通洋） おはようございます。総務課長の堀江と申します。この4月から来ましたので、よろしくお願いいたします。
- 企画政策課長（伊藤 浩） おはようございます。企画政策課長の伊藤と申します。今年で2年目です。よろしくお願いいたします。
- 財政課長（林 清明） 4月から財政課長を務めております林と申します。よろしくお願いいたします。
- 市民生活課長（伊藤正男） おはようございます。市民生活課長の伊藤と申します。今年1年目ですので、よろしくお願いいたします。
- 秘書広報課長（飯島 茂） おはようございます。4月から秘書広報課長を務めております飯島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 行政改革推進課長（加瀬正彦） 4月から行政改革推進課長を務めております加瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 税務課長（佐藤一則） 税務課の佐藤と申します。税務課4年目になります。よろしくお願いいたします。
- 監査委員事務局長（田杭平三） 監査委員事務局長の田杭と申します。2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。
- 消防長（佐藤清和） 消防本部の佐藤です。5年目を迎えました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 会計管理者（赤松 正） おはようございます。会計管理者兼会計課長の赤松です。1年目になります。よろしくお願いいたします。
- 委員長（向後悦世） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

- 委員長（向後悦世） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認について、議案第10号、専決処分の

承認についての4議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算(第1号)につきましては、財政課からは本会議でご説明申し上げたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。なお、事業の内容につきましては担当課より説明いたします。よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、総務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いしたいと思います。

まず歳出になります。

9款1項3目説明欄1の防災行政無線等維持管理費284万1,000円ですが、現在、飯岡岡地区の正善院というお寺の敷地内に防災行政無線の屋外子局が1基設置されております。本年3月に、地権者であります正善院の住職から、本堂及び客殿を建設するため屋外子局を移設してもらいたいという要請がございましたので、移設工事費を補正でお願いするものでございます。

以上でございます。

○消防長（佐藤清和） それでは議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち消防本部所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお願いします。

歳出になります。

9款1項1目説明欄1の消防施設整備事業237万6,000円ですが、防火水槽2基の解体撤去要望が本年4月末に提出されたため、補正でお願いするものであります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは質問いたします。

消防費の消防施設整備事業についてでございますが、消防水槽2基の解体撤去に当たり、

その後の消防水利はどのように確保するのかお伺いいたします。

○委員長（向後悦世） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防水利につきましては、ご存じのとおり防火水槽と有圧の消火栓、それと河川、池等の自然水と、大きく分けて3つあります。それで、有圧消火栓だけに頼りますと、震災ですとかそういう時に断水になってしまうと活動に支障を来しますので、バランスよく配置されるのが望ましいということなんです。撤去につきましては、民地に設置されております防火水槽につきましては、地権者の希望によりまして撤去してほしいという要望が年に二、三件、近年ございます。それで、そのままにしておきますと、当然防火水槽が少なくなりますので、バランスが悪くなりますので、毎年1基か2基、これは民地ではなくて市有地に設置するように計画を立ててやっております。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 2点ほどお尋ねします。

まず、先ほどの防火水槽の関係でございますが、今、旭市にはこの防火水槽はどのぐらいあるのか。それと同時にこの管理はどういうふうにしているのか。

それから、防災無線ですか、これは移設ということでございますが、これはまたお寺の敷地にやるのか、それともまた別の場所にやるのか、その2点をお尋ねします。

○委員長（向後悦世） 消防長。

○消防長（佐藤清和） 消防水利の数ですが、平成26年4月1日現在で、防火水槽、これにつきましては521基、これは20トン以上の水槽です。それと有圧消火栓が1,619基でございます。あと、池が8、河川が19、プールが19ということで、合計で2,186基ということになります。

あと、管理ですけれども、管理につきましては、消防本部のほうで年に何回か巡回しています。それと月に1回、消防団員が管轄区域を点検しております。あと、防火水槽の屋根ですとかそういうものにつきましては、地区の役員とか、そういう方から、古くなってきたので替えてほしいとか、そういう要望もございまして、それに順次対応しているということになります。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 高橋委員のご質問の中で、お寺の中に建てるのか、外に建てるのか、飯岡区の区長と今相談をしております、早いうちに調整したい。それと、お寺の外で、お寺に近い所で、ある程度離れてしまうと、当初市内全体の調査をして音の聞こえる位置というのを設定してございますので、お寺からあまり離れない私有地を、公共施設がございませんで、私有地をお借りしてその敷地の角に建てたい、そのように区と今調整中ですので、早目に進めたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 防災行政無線の移設先を調整中ということでありましたが、これはいつ頃ぐらいまでに新しい移設先を決めるのかお伺いいたします。

○委員長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 日程については、早いうちにやりたい。移設でございまして、その場所が聞こえないということではありません。移設したらすぐ聞こえるようにしますので、間隔を置いて聞こえない部分がないようにしたいと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第8号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明申し上げましたが、改めまして何点かご説明をいたします。

1点目は、法人住民税の法人税割の税率の改正でございます。現行の制限税率14.7%を12.1%に、資本金もしくは出資金額が1億円未満である法人等の法人税割の税率を現行の12.3%から9.7%に、資本金もしくは出資金額が1億円以上5億円未満である法人等の法人

税の割合を13.5%から10.9%に改正したものであります。施行につきましては、平成26年10月1日の施行でございます。

2点目につきましては、軽自動車税の見直しで、原動機付き自転車、軽自動車、小型特殊自動車等の標準税額が改正されたものであります。なおこれらの改正につきましては平成27年度分から適用し、三輪以上の軽自動車については27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから改正税率を適用するものであります。

また、軽自動車税においても普通自動車同様、グリーン化を進める観点から、13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して重課税率を適用するもので、平成28年度分以後の軽自動車税について適用するものであります。

3点目につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を平成27年度から平成30年度まで3年間延長するものでございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第9号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。固定資産税の課税標準等の特例の創設による規定の整備でありまして、平成26年4月1日が施行日となっています。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第10号、旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

こちらにつきましても地方税法の改正に伴うものでありまして、詳細につきましては本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。低所得者に対する国保税の軽減措置の対象世帯を拡大するものでありまして、第1条は5割軽減の拡大です。第2条は2割軽減の拡大で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る所得判定基準を引き上げるもので、平成26年4月1日が施行日となっています。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明が終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後悦世） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は、随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 総務課より2点ほど報告させていただきます。

まず1点目なのですが、お手元に配付してございます防犯灯LED化についての用紙をご覧になっていただきたいと思います。その裏面を見ていただきたいと思います。

中段に経費区分、10年間の経費区分を四角の囲みの中に書いてあります。今年、26年までは区や自治会の負担額が5万2,330円、1灯当たり、10年間かかります。しかし、来年、27年からは修繕費、それから新設の費用、そういうものが市の負担になりますので、区では電気料のみの負担となります。LED化することによって、10年間でおよそ1万6,600円、1灯当たりかかります。今まで、1灯当たり10年間で5万2,330円かかっていたものが1万6,600円となりますので、3万5,730円の削減となります。そういうことから、今回議員さん方に説明するのは、区に今まで10年間で2万円、1年、1灯につき2,000円を自治会に補助しておりました。それを、経費を考えてみますと、10年間で1万6,600円という区の負担に対して補助をするのはどうかということで、27年から1灯当たり2,000円の補助がなくなり

ますので、その点周知したいと思います。この周知については、5月に区長会の総会においても、よく区長さん方に周知いたしました。

それとまた、一番上段ですが今年の7月31日まで、新設要望がある場合には、総務課の地域安全班または各支所で受け付けをしております。そういうことも周知してございます。

また、一番下段ですが、防犯灯LED化事業スケジュールということで、7月31日まで新規の申し出を受けまして整理をしまして、工事発注は11月になる予定でございます。今ついている防犯灯、それから新規要望のあった防犯灯を整理しまして、11月に工事を発注する予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう一点について、子ども議会について、簡単に周知したいと思います。

開催日は7月29日火曜日、午前9時から正午までを予定しております。

子ども議員は小学生から16名、中学生から6名を予定いたしております。もし、議員さん方、都合がございましたらご覧いただきたいと思います。

総務課からは以上でございます。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうより、4点につきまして報告させていただきます。

まず、1点目ですけれども、国土強靱化地域計画策定モデル調査の実施についてということで説明させていただきます。

これは国土強靱化という言葉、聞きなれない言葉だと思いますが、これは旭市としまして、内閣官房より6月3日付で国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体に指定されました。このモデル調査は実施団体が国土強靱化地域計画を策定する過程等を内閣官房が収集しまして、モデル事例として全国の地方公共団体に示す、このようなものです。

この調査につきましては、応募があった28件、13道県、16市区町のうち、旭市を含めた12団体が選定されたものであります。

国土強靱化地域計画とは、強さとしなやかさを持った安全で安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進するもので、地域の実情に合わせ、想定される大規模災害などを念頭に、人的被害や地域経済の麻痺など、起こってはならない最悪の事態を設定し、現状の課題を分析して、ハードとソフトの組み合わせの施策を推進するものであります。したがって、従来の行政計画のように特定の事業を列記し推進することといった性格のものではありません。

今後は旭市における脆弱化の評価、これはもろく弱い、その調査を行うとともに、8月に有識者や市民などを含めた策定委員会を発足し、来年4月の地域計画策定を目指すものであります。

平成24年1月に策定した旭市復興計画に基づくハード整備とソフト対策を組み合わせた減災の考え方に基づく総合的な防災まちづくりを一步進め、平時に有効に活用され、有事に能力を発揮、結果として地域経済の発展にもつながる、強さとしなやかさを備えた地域づくりを念頭に計画を策定するものであります。

今後の予定の中にありますように、この会議をおおむね4回、年に開くという予定であります。中段にあります、8月に第1回目を開きまして、10月、12月、2月ということで計画して、4月にはこの公表をしていくという予定であります。

続きまして、旭市道の駅、第三セクターの設立計画書の説明に入らせていただきます。

冊子のほうをご覧いただきたいと思います。

この冊子は平成26年3月、25年度末に作成いたしました旭市道の駅第三セクター設立計画についての説明であります。この計画につきましては、産業経済団体の代表及び地方公共団体代表及び消費者の代表者等で組織する旭市道の駅建設準備委員会におきまして、議論と検討を重ね、策定したものであります。

恐れ入りますが、限られた時間の中での内容説明になりますので、要点のみの説明とさせていただきますので、ご了解願いたいと思います。

まず、表紙を1枚めくっていただきますと、目次になっております。

第1章は、道の駅、第三セクター設立計画の基本方針、第2章、第三セクターの資本金及び出資構成、第3章、組織計画、第4章、市民理解を深める制度の付加、第5章、第三セクターの運営計画、第6章、道の駅設置に向けたスケジュール、最後に参考資料として旭市道の駅建設準備委員会名簿と第三セクター設立部会名簿が構成されております。

目次をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

道の駅の整備の目的とコンセプト、(2)第三セクターによる道の駅管理運営方式の決定に至る経緯を説明しております。この内容は、平成24年度に策定いたしました道の駅実施計画において決定している事項であります。

2ページになります。2ページでは業務の領域について、ご覧のとおり第三セクターの役割を図で示しております。

3ページでは、設立に係る前提条件を整理しております。

次に、4ページをご覧ください。

表のとおり、会社設立には2種類の方式があります。発起人が設立時、発行株式の全部を引き受ける発起設立と、発起人が設立時、発行株式の一部を引き受けるほか発行株式を引き受けるものの募集を、募集設立があり、比較検討いたしました。

その結果、5ページの(2)第三セクター設立事例の比較、2段目にありますように、道の駅は公的役割が強いことから、会社の目的を十分理解している団体、企業が発起人となり、発行株式を全部引き受ける発起設立方式が適切であると義務付けられております。その一方、道の駅の運営におきましては、市民の理解、協力、支援を得ることも不可欠であるため、市民や一般企業からの出資につきましては、開業五、六年後の将来的な出資の段階で受け入れる仕組みを整えておくことを検討しております。

7ページになりますが、ここでは自治体の資本金出資比率の調査を記載しております。

次に、8ページになります。出資の比率、持ち分により具体的に可能となる議決事項を明確にしております。会社法による50%以上を保有していれば普通決議の単独成立が可能になり、66.7%、これは3分の2ですが、保有していれば特別決議の単独成立が可能となります。

9ページになります。9ページでは、資本金額の根拠として低額パターンと高額パターンによる必要な費用の算出をしております。

次に、10ページになります。下です。出資金額と出資比率の位置付けをご覧ください。出資金額につきましては、開業準備及び開業後の運転資金にある程度の余裕を持つため、高額パターンの4,400万円に決定しております。また、各種団体における出資の比率につきましては、11ページで想定している増資も考慮いたしまして、各構成団体と協議した結果、施設は市が全て整備する行政財産であることや、道の駅は公共性が高いこと等からプランAを採用し、旭市が70%、残り30%は構成団体であるJA、商工会、漁協、市内の金融機関で出資することを決定しております。現在、各構成団体へ出資に関する正式な依頼をしております。市以外の30%につきましてはおおむね了解をいただいていることから、今月27日金曜日ですが、午後2時から第三セクター発起人会の設立調印式を開催する予定であります。

12ページから14ページまでは、第三セクター組織計画として、取締役会、監査役等の機関設計、役員構成等の検討をしております。

次に、15ページから17ページ、ここにかけましては、市民理解を深める制度について市民によるユーザーズクラブの検討をしております。この組織は道の駅の開業以前から設置を行い、市民の参加、意見集約、道の駅のサポートを一括して行うことによりまして、市内外、

地域の道の駅の理解の浸透を図ることを目的としております。また、将来的には、市民出資につながるような仕組みを企画していくことも検討したいと考えております。

続きまして、18ページからは開業後5年間の売上金額の予測をしています。

19ページをご覧ください。

高成長、中成長、低成長の3つのパターンから売上げ予測を行うものであります。

続いて22ページの一番下、数字予測パターン3、低成長の採用をご覧ください。ここにありますように、売上げ予測につきましては、将来の社会変化の予測が難しいこと、今後競合する可能性の高い企業等の出店やリニューアルを勘案いたしまして、最も強い影響がある場合を想定し、低成長のパターンを採用することを決定しております。

25ページから31ページになりますが、ここでは、物販部門におきます農産物、弁当や総菜、加工品、畜産、海産物の売上げ設定をしています。

32ページでは、開業後5年間の物販部門の人件費を算出しております。

33ページでは、近隣の道の駅の販売手数料を比較しながら、旭市の手数料を設定しております。なお、農畜水産物の生産者を対象にいたしました出荷希望者説明会を5月に開催しており、市内の出荷者は農産物等の生鮮品は15%、加工品は20%、食品以外の工芸品等、これにつきましては、25%の販売手数料として、既に募集を始めているところであります。また、加工品、物販品等の出荷希望説明会につきましては、来月7月16日、17日に、旭市商工会館にて開催する予定となっております。

35ページは物販部門の損益計算を予測しております。

続きまして、36ページからになりますが、飲食部門の運営計画の検討をしています。自然食バイキング業態とテナント業態の比較検討を行い、37ページ上段に記載のとおり、自然食バイキングレストラン方式の検討をしています。

続きまして、38ページでは飲食の売上げ予測、39ページでは飲食の人員計画の検討、40ページでは自然食バイキングの損益計算を算出しております。

41ページから42ページでは運営会社が行政へ支払う地代家賃の考え方を検討しております。

次に、43ページをご覧ください。

第三セクター5年間の運営計画として、物販と飲食を併せた道の駅全体の損益計算をしています。表の中の平成27年度の一番下、暫定営業利益をご覧ください。初年度は開業に係る創業のための原資や消耗品、開業準備段階からの人件費、開業の運転資金がかかること等があること、現在、平成27年10月の開業を目指しているため、営業期間が6か月であること

から、約2,180万円の赤字を見込んでおりますが、これは資本金から賄うものであります。なお、ご覧のとおり、2年目からは黒字経営になる予測であります。

また、この売上金額につきましては、施設のテナント料、それからイベント時の売上げ等は今後の検討項目にあるため計上はしておりません。ほかに収入が見込まれる項目や金額があるということでご理解いただきたいと思います。

次に、44ページをご覧ください。

第三セクターに付加する部門として、パン業態のテナント、45ページではアイスクリーム業態のテナントの検討をしております。

46ページでは、道の駅で想定されるイベントの種類、47ページでは実施イメージを検討しております。

続きまして、48ページから51ページになりますが、平成26年度から27年度の道の駅開業までのスケジュールといたしまして、農産物直売と一般加工品の出荷者募集から協議会の設立、テナント出店に向けた検討をしております。

52ページをご覧くださいと思います。

細かな資料で見にくく申し訳ございませんが、初期の検討開始から竣工、開業までのスケジュールであります。

要点を申し上げます。平成24年度に実施計画を策定いたしました。25年度は用地買収、建設工事の設計、本計画書ですね、第三セクター設立計画書の策定、平成26年度は造成工事、建設工事の着手、物販施設の生産者や加工品の出荷者の募集、発起人会による会社設立のための準備、平成27年度は運営する株式会社を設立するとともに建設工事を完了させ、10月の開業を目指しております。

続きまして53ページになりますが、これは26年度のスケジュールの詳細を示しております。

54ページでは、これまで全ての検討を行っていただきました旭市道の駅建設準備委員会の名簿、55ページでは本計画書の検討をしていただきました策定作業部会の名簿であります。

計画書につきましては以上ですが、地元旭市で初めてできる道の駅ということで、市民の皆様から応援や心配の声をいただいております。

道の駅はスーパーとは違います。地元の自然や文化など情報の発信基地であります。地元旭市のブランドの情報発信の拠点となるものでもあります。旭市の魅力や豊富な産品を知っていただき、生産者や商業者などより多くの市民団体がかわり運営する仕組みができることで、地域のにぎわいの場が生まれるとともに交流の拠点となる施設であります。

また、旭市の観光は夏場が中心となっていました。近年はサーファーなどが四季を通じて訪れています。こうして、通年で地元の特産や、観光などの情報を発信し、市内外から多くの人を呼び込める道の駅の整備をしたいと考えておりますので、委員の皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、道の駅の駅長について報告させていただきます。

建設準備委員会の皆様を中心に推薦していただきまして、計11人の候補者が推薦されました。そして、この11人の候補者について、推薦者から推薦理由や経歴を再確認いたしました。その結果、推薦を辞退している方などもありまして、最終的には6人の候補者となりました。その後、6人の候補者に同一様式で履歴書を提出していただき、駅長の応募者になっていただきました。

そして、4月18日、午前10時から道の駅駅長選考委員会を実施いたしました。選考委員には市長、副市長、それから私、企画政策課長、民間から2名によります選考委員会を実施いたしました。結果、駅長内定者となった方は、市役所商工観光課、堀江隆夫さんです。なお、正式には年度末に設立予定をしております運営会社が採用するというような形になります。平成27年度からは正式駅長として開業準備に当たっていただくことになります。

以上でこの報告を終わりにいたします。

続きまして、電算経費につきまして説明させていただきます。

3月議会に高橋委員のほうから、電算経費について一般会計の総額の表が分かるようにということでご質問を受けましたので、今回説明させていただきます。

この資料は、26年度一般会計当初予算から電算経費を抜き出して積算したものであります。左上の表をご覧ください。

一般会計のうち、企画政策課が所管する部分につきましては4億3,990万2,000円、ほかの各課の所管分につきましては1億2,449万7,000円、合計で5億5,839万9,000円の予算額となっております。

続いて、中段の表をご覧ください。

企画政策課分の内訳につきましては、需用費から順番に申し上げます。まず、需用費1,157万2,000円は本庁、支所及び各施設を結んでいる広域情報ネットワークの光ケーブルの修繕や電柱移設等の経費、また、各課に設置しているプリンター用トナー、サーバーのバックアップ用テープ等の経費であります。

次に、役務費144万7,000円はインターネットの接続料であります。

次に委託料 2 億 1,098 万 6,000 円は先ほど申し上げました広域情報ネットワーク設備機器の保守委託料や、住民票、印鑑証明、市民税や固定資産税の税関係、保育料や介護保険の福祉関係、住民健診などのシステムの保守委託料、また、人事給与や財務会計のためのシステムの保守委託料であります。

続きまして、賃借料につきましては、2 億 569 万 8,000 円は委託料の説明で申し上げましたが、広域情報ネットワークの設備機器の賃借料並びに各種システム等に使用する電算機器の賃借料であります。

次に工事請負費 146 万 9,000 円は、三川保育所、飯岡中央保育所の廃止に伴う光ケーブルの撤去に係る工事費であります。

次に、負担金及び交付金 273 万円は、県内の自治体で共同運営を行っているちば電子調達システム等の利用負担金であります。なお、金額は職員研修費や旅費、燃料費等は除いて積算しております。

続いて、議会事務局から下をご覧ください。

各課の所管分につきましては、右側の備考欄に記載している電算システムに係る委託料と賃借料となっております。

最後になりますが、これも 3 月議会で高橋委員よりお話のありましたコミュニティバス、東庄町から運営されているバスが旭市を通過して中央病院に行っているわけなんです……

(発言する人あり)

○企画政策課長（伊藤 浩） すみません、これは資料がありません。言葉で説明させていただきます。

もう一度説明させていただきますが、東庄町から運行されているバスが旭市を通過して中央病院に行っていると、このバスが旭市内に来た時に、これは場所的には海上地区、幾世、清滝、見広の方々が利用することができないかということで、私ども東庄町のほうへ行きまして協議させていただきました。その結果について報告させていただきます。

東庄町が運行する、これは無料バスです、おでかけ号といいます。これを旭市民が利用できないかとの協議をいたしました。協議に当たりましては、旭市のコミュニティバスが有料運行しているため、旭市民の公平性を考慮いたしまして、市内の区間については有料で運行することを条件といたしました。結果といたしましては、東庄町から有償運行となることで、運送許可の変更問題が生ずる。それから運行許可が変わることによって、現在運転手が一種免許でやっているみたいなんです、二種免許所持者の確保の問題が生じる、これが 2 点目

です。3点目といたしまして、有償運行に移行するために車両設備の整備が新たに必要となるため、対応ができないとの回答がありました。

このような、以上のようなことから東庄町が運行しているバスを旭市民が利用するようなということは難しいということでの回答がありました。

企画政策課からは以上です。

○委員長（向後悦世） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） それでは、行政改革推進課から、旭市公共施設白書に關しましてまとまりましたので、この内容についてご説明申し上げます。

この白書に關しましては、3月議会の総務常任委員会で公共施設現況調査報告書、これは速報という形でございましたけれども、これを配付しまして、一部内容についてご説明を申し上げてあったところでございます。その段階では、あくまでも本白書を作成する上での基礎的な資料としてまとめたものであったこと、その後の一部修正が入るという前提でご説明申し上げておりました。

今回、改めて冊子としてまとめましたので、この内容につきましてご説明申し上げるものでございます。

1ページ開いていただきまして、はじめにという文があります。

その次のページ、目次になります。目次をご覧くださいまして、ここのところ、大きく3つの章に分けて記述しております。

第1章から第2章まで、1ページから14ページまででございますが、ここにつきましては前回の速報時に説明した内容と重複する部分でございます。第3章は機能分類別の施設区分ごとに個別施設につきまして、コスト、ストック、サービスという3つの視点から現状を把握し、さらに分析して問題点や課題を抽出しているところでございます。

第1章及び第2章につきましては、前回の説明時から表示や記述の追加など若干の修正もございますので、変わった点等を中心に、これは補足説明したいと思います。

まず1ページなんですけれども、人口推移で文章による説明が入ったところでございます。

2ページなんですけれども、速報では下の表のところに、学校に在籍する児童・生徒の推計値を入れてあったんですけれども、これは実際には減少率を一律に掛けてしまって出していたというところがあって、誤解を招くんじゃないかということがございまして、今回は改めて年代別人口の構成率の表という形でここに入れてございます。

次の3ページから5ページまでなんですけれども、ここにつきましては、決算から見た財

政状況でございます。文章による説明を加えたものでございます。グラフは3月の時と同じものが入っている、ただ、数字につきましては、より大きな単位でまとめてございます。

次の6ページなんですけれども、職員数の推移ということで、これを盛り込んでいます。

7ページ、これは第2章になりますけれども、市民1人当たりの公共施設の面積を特出ししてここに記載しております。

次の8ページは、ほぼ同じものをそのまま表現を若干変えている所があるということでございます。

9ページなんですけれども、地域別の施設の偏在性といいますか、そういうものを整理してここに記載しています。

10ページでございますが、ここでは維持管理及び運営に係るコスト及び合併後の施設整備に係ります投資額の状況を記載しております。

右側の11ページは速報時と内容は同じでございます。少し書きぶりを整理したというものでございます。

12ページなんですけれども、速報時には条件を変えて3つのパターンで必要な費用を示していたところでございますが、一般的に更新した場合にかかる費用、それを1つにまとめまして載せているということです。

13ページは、地方交付税の将来見通しということで、これを新たに1ページ加えてございます。

14ページでございます。ここは将来の施設のあり方を考えていくことの必要性ということで記述させていただいています。真ん中辺より下に図がありますけれども、そのすぐ上、中ほどには市全体で公共施設等総合管理計画の策定ということで、国からの強い要請も出されているこの計画に取り組むことを記述させていただきました。

前回速報の段階では、道路、橋梁といったインフラ施設にも触れていたところでございますけれども、今回はあくまでも施設、箱物という捉え方で、インフラ施設は次の公共施設等総合管理計画の中で体系付けていくものとしております。その段階で盛り込んでまいる予定でございます。

15ページからは第3章となります。冒頭申し上げましたとおり、施設区分ごとに個別施設につきまして、コスト、ストック、サービスの3つの視点から分析し、問題点や課題を抽出しています。

実態把握の手法でございますけれども、具体的には17ページ①の施設の築年数等の概要と

かそういうところの条件、それから⑤までの5項目で調査や分析の結果を個別施設ごとに整理して記載しています。また、④の施設の評価につきましては、さらに6つの項目で評価を行いまして、結果をレーダーチャートという図で表しています。この内容は18ページ、19ページに記載してございます。レーダーチャートでございますが、数値基準等による絶対評価とそれから機能分類内での相対評価をしてございます。1つ目としては構造の安全性、2つ目として建物の健全度。3つ目としてバリアフリー対応、4つ目として環境安全面、5つ目として利用効率性、6つ目として費用効率性で、これらを設定しております。

続く20ページから個別の施設の内容ですけれども、142ページまで、ただいま説明した基準等によりまして、個別施設ごとに記述しております。例えば20ページなんですけれども、ここでは庁舎関係、それで各項目をグラフ化し分析を加えまして、さらに分かりやすく22ページのところでは、この施設、1人当たりどのくらい負担しているのかとか、そういった負担額等も入れさせていただきました。

23ページの最後の⑤のところでは分析した結果や課題も記述しているところでございます。

同じような形で機能分類別に各施設を分析しています。これ以外の施設につきましては非常に膨大な量になりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。これが142ページまでずっと続いて記述してございます。

少し飛びまして、142ページまで終わったということになりますと、次に143ページになります。ここでは資料編ということで、ここから148ページまでは機能分類別の施設の一覧ということで、どこが所管しているかというその所管課も記載しながら、一覧表にしております。

149ページから152ページ、ここまでは主な用語の解説ということで入れてございます。

今回の白書はあくまでも箱物と言われるものをまとめたものでございます。このほかにも道路、橋梁等のインフラ施設もあります。全ての施設には耐用年数があつて、その更新には多額の費用がかかること、また国、地方を問わず財政面の厳しさも増しているという状況がありますので、将来に向けて公共施設を核とした行政サービスをいかに継続して提供していくか、真に必要な公共施設は何なのかということを再確認するとともに、適正な施設運営を再構築していく等施設のあり方と併せて、効率的で効果的な活用方法の検討がこれからの喫緊の課題であると考えております。

今後、その他の市全ての施設、これはインフラ施設も含めてでございますが、これを対象に公共施設等総合管理計画の策定に取り組むことになろうかと思えます。次のステップに進

むに当たりましては、議会をはじめ、議員の皆様、市民の皆様、現状をきちんと全て理解していただくことが重要ではないかなと考えております。このため、この白書の内容について多くの皆様に知っていただけるよう、十分な周知を図りまして、各方面で議論が巻き起こってくることを期待しているものでございます。

誠に雑駁でございますが、以上で公共施設白書の説明を終わります。なお、この白書につきましては、全て市の中で作りまして、製本まで市で実施しているということで、冊子にしたものでございます。

以上です。

○委員長（向後悦世） 所管課の報告は終わりました。

所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 旭市の道の駅についてお伺いしたいと思うんですが、第三セクターを設立して、そこで運営をされるということを説明いただいたんですが、その中で、旭市が70%の株を持つということで、3分の2以上の株を持つので、その決議も単独で成立していくかと思うんですが、その中で取締役の人数だとか、取締役の構成なんかがもう決まっているのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この取締役、この辺は12ページ、13ページになろうかと思えます。現段階でこの12ページの3番目になるんですが、役割ということで、取締役3人以上によって構成される代表的な取締役の選任をはじめ、会社の重要な業務について意思決定を行う機関ということで、これは設置ということで、現在3人以上、取締役会を、今出資されている方々から、好ましいんじゃないかということの方向付けをしております。最終的には、もう少し詰めていって、今設立いたしますその組織、その中で具体的に詰めていくと思うんですが、今のところそういう予定でおります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、中に入る取締役は市長だとか課長や市役所の方が入るのか、それとも一般の人が入るのかというのは決まっているのかどうかお伺いしたいのと、あと駅長の任期があるのかどうなのか、それからその代表取締役になった方が駅長の人事権を持っているのかどうか、そういうところが決まっておりましたらお願いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、取締役会のその構成メンバーにつきましては、出資者が一番株主として市になるわけです。これは市のほうからどなたがということでは、まだその辺は具体的な詰めはなっておりません。先進市等を見て、町長だったり市長という形もございます。

それから、駅長の任期なんですけど、これは会社が採用するわけですから、社員として、社員の任期という形ではまだ、それは決まっていない、株式会社が決めるということで、今はないと思っております。

その人事権についても、社長というのはそういった人事に携わってくるとしますので、よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 電算の関係、詳しく出していただいたわけですが、結局この金額が、これが果たして妥当なのかどうか、その辺はどういうふうに検証しているのか。

それからもう一点、先ほどバスの件がありましたが、バス、料金を払うということは営業ということで、免許からいろいろ違っちゃうわけですが、そういう中で、例えば海上地区から乗る人に、旭市の証明を出した場合、これはどうなるんですか。旭市の市民が乗ったよという証明の場合は、これは金銭関係が全然伴わないから、この場合はどうなるんですか。その辺をちょっとお伺いします。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） きょうお示いたしましたこの電算経費、これにつきまして、実は5月16日に銚子市と匝瑳市の電算関係に集まっておきまして、旭市で打ち合わせ会をさせていただきました。ここは私ども初めてということで、2時間半協議させていただきました。

ここで感じたことは、ネットワークの構築とか電算システム、それから設置の機器の導入、運用、それぞれ市の置かれている環境がございまして、その経緯など、かなりその違いが見えます。これは、一番最初は共同事務としてやったわけなんですけど、その中で特に各市で悩んでいること、これが増加する電算の経費をどのように削減していくかと、これが一番の議題になりました。

認識として、いろいろ試行錯誤しながら取り組んでいるというような実情の中でやっていることは、旭市と同じような悩みであると、今後はこういう情報の共有化という形では、電算経費をいかに削減していくかということもそうなんですが、ある程度の組織が一緒になってその経費を節減できないかということが一つ課題になりました。しかし、先ほども言いましたように、いろんな形でいろんな方向付けで、そのメーカーも違うということがいろいろございまして、先ほど言いました妥当な数字かということとは、非常に説明が難しいと認識しております。

私、ちょっと言わせていただきますと、役所に入った時、税務課の証明係にいたことがあります。この証明係、当時私ども、証明が来ると4人で対応していました。しかし、今は多分、税務課1人の職員が、本当に来た時にリアルタイムでぽっと出せる、これも本当に一つ一つ考えてみると、電算の力だなというような感じがいたします。

あと、ただ妥当かどうかというのは、今後常に毎年値上がっておりますので、しっかりした検討をさせていただきたいと思っております。

運賃につきましては、無料ということの条件でお話を持っていきましたので、今言われた証明書というような形のものです、その今の制度、許可をされている東庄町はそれで対応できるのかということの協議はしてありませんので、その辺をまた協議できれば話をしたいと思っております。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この電算の経費というのは、かなりいろいろ難しいものがありまして、例えばあれでしょう、本体、よく1円入札なんていうこともありましたよね。あとは、今度は本体を安くやって、ソフト面で値段を、価格をとっていくと、そういう中でこの5億5,000万円ということは、結局当初の目的はやっぱり人件費の削減で入れてあるわけなんです。そうしますと、5億円というと100人分なんですよ。

それと同時に、また各市はそれぞれでみんな独自の、多少システムが違うからこれはしょうがないと思うんですが、やはり例えばこの3市、銚子市、旭市、匝瑳市といろいろ組んでやっていますけれども、そういう中で例えば共通ソフトを作って、それで多少の違いは直していくと、そういう考えは全然ないものなのか。ただ、これでは業者の言いなりで金を払っているんじゃないかと私は想定するんです。皆さん方、よく詳しく存じないで、言いなりで払っているんでしょう、現実的には。その辺をどういうふう to 今後やっていくのか。

○委員長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 見積もり、それから執行に対する見積もり等、これはITアドバイザー、これもお金のかかる話なんですが、採用しております。その方に業者からの見積もり、それから予算の見積もりであったり、執行に対する見積もりの精査、これはそういう業界に対しては抑止効果だけじゃなくて相当な金額的な減、その効果が出ております。

このある程度見積もりの段階で、3市で会った時に、匝瑳市に1人、結構長く業務をやっている方、もう35年ぐらいで、30年ぐらい電算業務を担当、そういう本当に精通している人がいるとある程度心強いかなとは思いますが、役所の職員で専門に入ったという方はいませんで、その辺は、今後ある程度精通してきて、そういうような精査ができるというふうなことも、銚子市にもそういう方がいらっしゃるんですが、そういうことがアドバイザー以外に全体の士気を上げていって、精査できるような職員体制になればとは考えているんですが、なかなかその辺も難しいところがあるというのが現状であります。

以上です。

○委員長（向後悦世） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） これは幾ら言ってもしょうがないとは思いますが、やっぱりそういう、副市長もいます、課長、やはり匝瑳市にそういう職員がいればメリットがあるということであれば、やはりその辺も十分、これからの職員体制の中でやっていくべきだと思うんですが、いずれにしましても電算というのは、なれなくちゃできないわけですよ。例えば車だってそうでしょう。免許証を持っていたって乗らなかったら全然駄目、持っていなかったって毎日乗っていれば上手なわけです。それと同じでやはりせつかく入れてあるこの電算、こじきがまんまもらったような状態でもしょうがないから、やっぱりうまく使いこなす、そういう体制を作っていただきたいと思います。あとはいいです。

○委員長（向後悦世） 太田委員。

○委員（太田将範） 道の駅と公共施設の白書につきましてちょっとお願いがあるんですが、いきなりこれだけのものを渡されて、意見を求められてもなかなか難しいと思いますし、一般質問でも道の駅につきましてはあまり評価していない議員もいらっしゃいますので、そういった意味では、やはりきちとした意見交換ができる総務常任委員会だけではなくて、全員協議会なりでそういう議論する場を設けてもらいたいということです。

それともう一つは、やっぱり公共施設につきましても、各施設総論賛成で、この施設をどうするかということになると各論反対になっちゃうというパターンもありますので、各行政

区といいますか、その地区でまた考え方も相当違うと思いますので、やはりこれも全員協議会等で議論する場を設けていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（向後悦世） 今、太田委員より全員協議会みたいな形で議論する場を設けてほしいというようなことですが、委員の皆さんいかがでしょうか。ちょうど議長もおりますし。

（発言する人あり）

○委員長（向後悦世） 後で協議するか。

じゃ、今後協議していきたいということで、ご了承願います。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（向後悦世） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 向 後 悦 世